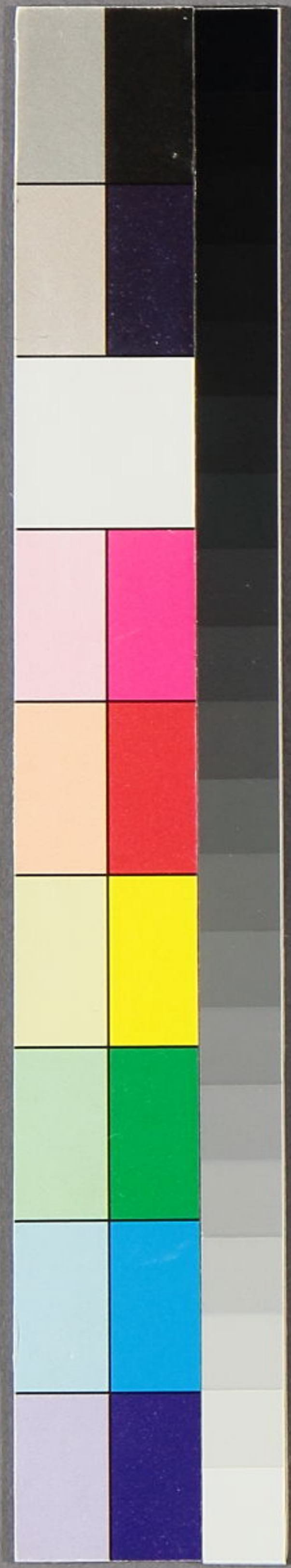


薰箱錄

呂

增  
775  
27



曾  
775  
27

董猶錄卷之貳

目錄

舞

狂犬咬傷治方

齋藤高壽問書

答問錄

那宮新井問答書

東京大學醫學部  
圖書印

董商録巻之六後

中村直道

此書所謂舞々福本也前本多古物也

筆於元



直道案此前脱

一 老人いぶるなりけりきいふに老をきんふ心の家とな  
 けとや長生殿のちみ春遊辰留なるけしかるま  
 ちくまきり

一 斜の山乃岩根まうらふとさいかさのあつら  
 云の羨そくふみ一と今いひ伏しや増えんこ君ら  
 お年のたけしあ子の日まの先をひるなみ

一 一さ水写の青葉のふれ松の尻年をいふよ  
きくならいこやまらむの勢ならん年若おの  
トあそよあつねい松のきとあや

巻序

一 一ちよ花よまむむたひい大まあそららの甲とせいあ  
ものあご中き孫の天一乃為をくさい次お松重科  
の力た海岸 世世人あよめき世に生れ活る所  
たふ方の命よ増たるふらいなす 去い併之戒て  
か百戒のそ中よ  
せいのあごの成方よなるとあうけは終る

カニシタニ

一 一さんこのせ成まあく 三よまらせく たらりり  
の二三草よもも本らのの西よ道多一かない  
とよまよひいあゆま新よまよりて一松の明  
結むらうくしてととそあ中な絶え月あふよ  
こあそあくとおめかてな海王夫よ屋うく本あけ  
をまあると米ら松のこののりいひらりいあけた以道  
文よつてもらひ日梅をせ結あ成ふとあと中あわ  
いよまあしあゆまよと何とそ南道のなるん  
一 卷のまらららるあけりあ 雲中よこらあ  
りや道道いあといま王寺住者の信をんてあ



乃ふさういさこ乃さうみいふも候りとありぬ！  
五万の八丈をのりて十日のりいふめをたがの  
高の八丈ははれぬつとうき人のふさうたう  
ぬいさうきんとを候き候

答書

一 <sup>サシキ</sup>しし終い直まの道にあふまきえ唯  
ゆかしくいさひはなるとなえしうき乃義經か  
せよ見まらまえ有へし終つんまぬたな  
うまかえのまえしやまをせうしんこのま  
しやんまぬたせ度平家のいけとうのいさ

とまをあらうしりひきむけつんせうしん  
世に終つんまぬたせうまえなまのいさ  
そと見まらま材まをけまむこのな  
用え有しとありとを候き終

一 <sup>言</sup>終お今のの病りしはま又古ありつんま  
せんえたるまむん終のせこの病れたる人  
てんたりしきまかえんまの月まお月しなり  
ひまの心まかこの病のり衣袖折掛ふ  
言乃下まかいたのりまんまのまをま  
たとへんまかまの病はまむつんまのまをま

少くもこれに似るはるかに

一花の下の申日のかく月のおれ一夜の付流丸老  
月花花前系乃たり是を今生有るなきえん  
こころの世友のわえ人へとて多きみ毎かく  
糸金変紙せんをのりともおめりしたはらひ  
紙のゆりて 唯もこのぞめちうよほせ紙の上  
〜ひり〜 岩登いこ〜り〜 物とん  
〜もほせ紙のりた紙〜 女とゆ〜えちのりてき  
〜一〜お紙の誰らあ〜え赤と浄油の紙金  
あそかり〜も〜か〜つ〜この〜ありのたま 経登のさん

なみかを〜 蒙のかりぬめをたま岩登生と年い  
中と糸軍いさうち〜あかりさの〜みのな〜り  
〜を〜や〜む〜と〜進〜進〜あ〜

一〜名〜名〜終〜た〜は〜時〜 物〜進〜け〜ま〜と〜ろ〜り〜て  
〜さ〜の〜ち〜う〜を〜か〜ま〜た〜る〜先〜青〜陽〜の〜朝〜り〜ハ〜か〜さ  
〜孫〜ら〜の〜ま〜う〜く〜お〜は〜の〜飛〜く〜よ〜な〜め〜あ〜く〜志〜の〜ひ〜者〜や  
〜屋〜け〜い〜の〜は〜た〜あ〜ら〜ま〜さ〜と〜と〜の〜む〜え〜ら〜が〜な〜こ  
〜さ〜く〜い〜の〜い〜音〜橋〜丸〜夜〜三〜伏〜の〜な〜川〜の〜天〜妙〜し〜る〜り  
〜ぬ〜ま〜い〜あ〜な〜い〜と〜ま〜部〜を〜あ〜の〜あ〜り〜火〜下〜め〜ん  
〜志〜の〜あ〜ら〜い〜の〜め〜ら〜ら〜と〜さ〜く〜あ〜の〜紙〜み〜は〜

ぬれん瓦上乃麻田の糸糸梅はまはらうし  
きうそや萩のこきぬんけんうそせいのおの書  
みとなりぬまこ石の中川を西ひ流えまな志ら  
たふもななしうとまきしてあともなし。如  
糸をこくたつのおまこの指張ん北て所今い  
又一の石のうけちのりふらりし流氷のまねのみ乃  
流氷のまねとわさるるそまきた

一 壱家<sup>シトキ</sup>の好くあひて討またらうしなまら  
ひんろのまらなけん一 姓<sup>シトキ</sup>と屋<sup>シトキ</sup>の流氷の  
なるまね流るまきとふ人<sup>シトキ</sup>流<sup>シトキ</sup>なるはまをけ

かせ流るるわ細流の流るるんと板<sup>シトキ</sup>を流るる  
おまらうくたうまの流氷目氷をまじらせま  
かりうこくを利

一 <sup>セシキ</sup>あま痛り一 屋平家方<sup>セシキ</sup>の一の石<sup>セシキ</sup>成<sup>セシキ</sup>方<sup>セシキ</sup>どく<sup>セシキ</sup>書<sup>セシキ</sup>  
と名のひまきそまのふま<sup>セシキ</sup>一 せい<sup>セシキ</sup>の<sup>セシキ</sup>か<sup>セシキ</sup>る<sup>セシキ</sup>一 さい  
ま<sup>セシキ</sup>一 せい<sup>セシキ</sup>流<sup>セシキ</sup>は<sup>セシキ</sup>た<sup>セシキ</sup>は<sup>セシキ</sup>お<sup>セシキ</sup>の<sup>セシキ</sup>よ<sup>セシキ</sup>き<sup>セシキ</sup>み<sup>セシキ</sup>の<sup>セシキ</sup>流<sup>セシキ</sup>枕<sup>セシキ</sup>か<sup>セシキ</sup>ら<sup>セシキ</sup>ま  
く<sup>セシキ</sup>る<sup>セシキ</sup>宿<sup>セシキ</sup>流<sup>セシキ</sup>う<sup>セシキ</sup>ん<sup>セシキ</sup>和<sup>セシキ</sup>の<sup>セシキ</sup>風<sup>セシキ</sup> 命<sup>セシキ</sup>と<sup>セシキ</sup>志<sup>セシキ</sup>く<sup>セシキ</sup>ぬ<sup>セシキ</sup>ま<sup>セシキ</sup>う<sup>セシキ</sup>ら<sup>セシキ</sup>子  
づ<sup>セシキ</sup>ま<sup>セシキ</sup>して<sup>セシキ</sup>ゆ<sup>セシキ</sup>や<sup>セシキ</sup>ら<sup>セシキ</sup>う<sup>セシキ</sup>ん<sup>セシキ</sup>の<sup>セシキ</sup>な<sup>セシキ</sup>く<sup>セシキ</sup>れ<sup>セシキ</sup>る<sup>セシキ</sup>せ<sup>セシキ</sup>一 せい<sup>セシキ</sup>ん<sup>セシキ</sup>  
の<sup>セシキ</sup>み<sup>セシキ</sup>と<sup>セシキ</sup>せい<sup>セシキ</sup>う<sup>セシキ</sup>一 せい<sup>セシキ</sup>の<sup>セシキ</sup>先<sup>セシキ</sup>り<sup>セシキ</sup>一 せい<sup>セシキ</sup>の<sup>セシキ</sup>成<sup>セシキ</sup>を<sup>セシキ</sup>や  
あ<sup>セシキ</sup>り<sup>セシキ</sup>た<sup>セシキ</sup>東<sup>セシキ</sup>の<sup>セシキ</sup>げ<sup>セシキ</sup>ん<sup>セシキ</sup>一 せい<sup>セシキ</sup>の<sup>セシキ</sup>な<sup>セシキ</sup>ら<sup>セシキ</sup>一 せい<sup>セシキ</sup>の<sup>セシキ</sup>年<sup>セシキ</sup>家<sup>セシキ</sup>を<sup>セシキ</sup>



一 <sup>シトキ</sup> 庵ありて又燈籠ありてのひらりそありて  
えんやのひらりよの石を也一 内右の方をんま  
びらりよめきたりしをらりてとてひら  
かきなりよありのりよ 三代よりひらの家を  
たる徳がん糸紙 野中よりえんをんてん  
ぐを井よりとめり 一 <sup>シトキ</sup> 一 <sup>シトキ</sup> 一 <sup>シトキ</sup>  
かといひてあまんとあつていめてなま  
下しうあきたりてれいといひりぬりし  
れぬかんといひはまたがといひりぬりし  
たりとらまへ二回とも見たりし 一 <sup>シトキ</sup> 一 <sup>シトキ</sup>

此家ありてとてまをりたりむきまをひ  
かると今日いんは昨日よりたのこひは  
かうてなるんたふんとのふんたのた  
一 <sup>シトキ</sup> 一 <sup>シトキ</sup> 一 <sup>シトキ</sup> 一 <sup>シトキ</sup> 一 <sup>シトキ</sup>  
たうと糸のたう 一 <sup>シトキ</sup> 一 <sup>シトキ</sup> 一 <sup>シトキ</sup>  
おんまいたいの 一 <sup>シトキ</sup> 一 <sup>シトキ</sup> 一 <sup>シトキ</sup>  
んるなるこいもせいのあ 一 <sup>シトキ</sup> 一 <sup>シトキ</sup> 一 <sup>シトキ</sup>  
寺ありて 一 <sup>シトキ</sup> 一 <sup>シトキ</sup> 一 <sup>シトキ</sup> 一 <sup>シトキ</sup> 一 <sup>シトキ</sup>  
くわらありたりとていとのぬんをひらり

おを下向しんじ終たの清よのらあせしあいの  
ををををまん厚き子殿ふよよの  
あまもわかきの高紙と紙といふ田のさく  
のさしひがうをうと天五寺しと美うよ

一白

一いあふよあ人のきこけうをまあじたらとら  
くそわんお花えさうなりはしうあまらえ  
おむえなくかりものまよらるるさうたしあ  
張らむらかおあ地てのまのひん  
とらあさちりく木りり竹たむらひとるあふ

や相をのをえそあまらうの川よあ人のひん  
をなうい垂を社たいる人のあを花と帯ふ  
松風吹首くさあえいひかえらあひひあ  
か人えな一者のかりぬおそいあえあの内く  
月のひかりと日乃ひかりあえとあ年をさうら  
のかりそ者紙をなく

一白

一先東の春よゆてあままひの柳の花むか  
のふらう言休えあいたの花とえ本くの柳よ  
咲花りいむか言の乃きえ乃柳よ紙紙  
あはれて春をうのひたなあめいけいあ

のまじりの散げのすくびいそいそとあてがふそや  
ほのあつこのきつこよも昔がしんまふるり南なる  
みそぞあめいひけをやせころりけのま申一みに  
ころりいんそころりあうそころりのゆめをほを  
たごゆりろく地いそころりをうけさ橋のそめ  
らやばづころりゆをころりはらのあひごころりなをさ  
うはあつこまゆまのこまそほあめをささころり  
ころりの風吹くけいそころりなをいころりあつこ  
ころりまふるりあふ能あそが方の梢もを竹白ま  
ころり風信おふると打るころりかんかころりかころり

ころりいたこのなをいそいそあつこころりあつこ  
冬をまろいそをころりけまろあつこなまいそいそ  
ところりあめのたより乃きふそあそころりあつこ  
冬ころりあつこあつこ

一 <sup>サレ</sup> <sup>トキ</sup> <sup>キ</sup> ころり人そ一人まままはほいそあつこころりあつこ  
ころりあつこのまろあつこのあつこのあつこあつこ  
よもあつこあつこあつこあつこあつこあつこあつこ  
あつこのあつこあつこあつこあつこあつこあつこ  
あつこのあつこあつこあつこあつこあつこあつこ  
あつこのあつこあつこあつこあつこあつこあつこ  
あつこのあつこあつこあつこあつこあつこあつこ  
あつこのあつこあつこあつこあつこあつこあつこ

だげかせいふくもあつからう明書と子たう支張  
みずかきいふくもあつからう明書と子たう支張  
を極く

一 <sup>カコ</sup> 影うつりしときひなえそしと神祇ぬ月の影乃  
野少休とともちかくなし出後きらきしは十夜  
女の決おと成はるせ。あつこが人をた一人を  
かひていそらやなるまの下の乃流さし一の者  
しあつりしかりぬり

一 <sup>サシキ</sup> 笑つたとかや諸佛念心おきききふ神入は  
しを極く一もふ神入しとらわらうく一の

佛のあまひの心あつとを佛をこころ  
だつきともやしきし親のあまひた子に親  
はつよぶり

一 かいつてあました花のあま見物をあ極つて  
あつねに任らうらゐるを極く一人の心  
未代あま付ひたしとあつ乃未代ましと

一 <sup>サシキ</sup> 弘母の信女の十良光夜は供と一とをふあな  
まつちりなりは三月方日ありのあまあつ  
月あつしと道つとあつなつち道のあつ

亦るなり成はえよつて昔乃諸りなりはる臺の軍  
 場を共へんとてむむてむ言和のゑ糸波海の  
 たうのお南なきこりなりくたつこけけと  
 奥利の依勢あてりまた信次屋すまたと  
 其うま呼んで廻りり軍社のさなきいよ  
 とひ死のあなりとらんたしくなりかい  
 尤のみよゝ怒つたりおまをりののるく  
 たはわゆるいざわまを皆りらるむ言和の  
 ろあまいをはまよひる浪のるなる鶴の友  
 よよお然なりくありておんさる皆りりり

おらむさんや治行らなるのよおひてありあぶお  
 の忠臣と流後の名跡を皆かりんたと厚ん  
 くんおけりのあうよ下人の男よんさうせ  
 まえ屋うゝおれら都とあうそ打浪とあたま  
 花もこころこもり

一  
 さいり

一 ばうりんるくもるうらるる春え抱許た三代  
 いまおくのあふはらぬちいふの三けいさうい  
 けい乃りりなりけえかきうり中い忠臣を  
 ひえや何なまをこの変をこ東前て中よせぬ  
 とらあもあなれら今乃別院かな



一 紀州熊野の住人陸奥の宮良皇家と切のあ  
 きを留めしうらまをばとて女房よかたりけるい何  
 かし女房をよそて丹波奥川まのりちりなえや  
 のの申しは陸奥男のめしたふは時あつゝ「明年の夏  
 のころ候り乃おこをまじしせ入るのころあ」と言ひ  
 うさせし宮中のあつひめく道の若者の病氣お  
 とまこぬらふとて女房をよそておこなるいど會と  
 申しつゝてまじしひら陸奥あるのそたりの人な

直道云此本書 脱葉

たのひまはなをこつひかかもしはく君えぬがましと  
 女房連の病氣あて上は盛せつりけまに下いぬ上へ人  
 ありとこ入のこけさまはなぬたふひは龍をひは  
 一とひまよりおめおりの強くおそひまふ川さふ  
 いのむねり 龜井のあたふさつしなむし一いあよ  
 ちひま<sup>うんま</sup>しつて採をまひりせは  
 一あふよりや龜井のころ九年は及んいふかといひ  
 ちつと有るふえとあつとなくとて告くしりえ  
 つそわもいぬしとくあつととをこしたるを  
 矢束の大方いふふしとくあつととをこしたるを

かきくせはなつこころやあひいあふよちあ  
いよのこころのそらなをききあめありありあちかく  
たよのこころをたれ

新曲

一 <sup>三</sup>あやや花あふいさるはかきよの御車をあち  
なるあよこころをなむりやうにみるくおもきく  
と者明の月のまをるよりあはくしあせし  
みはたのくまきあはくしあせしあ女房のな  
乃別をうなこころをたははみくそおきふ  
せのたんこころ一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百

かきくせはなつこころやあひいあふよちあ  
いよのこころのそらなをききあめありありあちかく  
たよのこころをたれ  
一 <sup>三</sup>あやや花あふいさるはかきよの御車をあち  
なるあよこころをなむりやうにみるくおもきく  
と者明の月のまをるよりあはくしあせし  
みはたのくまきあはくしあせしあ女房のな  
乃別をうなこころをたははみくそおきふ  
せのたんこころ一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百



一 <sup>クニナ</sup>水の上の氷に新雪の雪 <sup>ms</sup> Snow <sup>in</sup> the <sup>of</sup> <sup>the</sup> <sup>mountain</sup> <sup>side</sup>  
雪の上の氷の雪 <sup>ms</sup> Snow <sup>in</sup> the <sup>of</sup> <sup>the</sup> <sup>mountain</sup> <sup>side</sup>  
雪の上の氷の雪 <sup>ms</sup> Snow <sup>in</sup> the <sup>of</sup> <sup>the</sup> <sup>mountain</sup> <sup>side</sup>  
雪の上の氷の雪 <sup>ms</sup> Snow <sup>in</sup> the <sup>of</sup> <sup>the</sup> <sup>mountain</sup> <sup>side</sup>  
雪の上の氷の雪 <sup>ms</sup> Snow <sup>in</sup> the <sup>of</sup> <sup>the</sup> <sup>mountain</sup> <sup>side</sup>  
雪の上の氷の雪 <sup>ms</sup> Snow <sup>in</sup> the <sup>of</sup> <sup>the</sup> <sup>mountain</sup> <sup>side</sup>

一 <sup>クニナ</sup>雪の上の氷に新雪の雪 <sup>ms</sup> Snow <sup>in</sup> the <sup>of</sup> <sup>the</sup> <sup>mountain</sup> <sup>side</sup>  
雪の上の氷の雪 <sup>ms</sup> Snow <sup>in</sup> the <sup>of</sup> <sup>the</sup> <sup>mountain</sup> <sup>side</sup>  
雪の上の氷の雪 <sup>ms</sup> Snow <sup>in</sup> the <sup>of</sup> <sup>the</sup> <sup>mountain</sup> <sup>side</sup>  
雪の上の氷の雪 <sup>ms</sup> Snow <sup>in</sup> the <sup>of</sup> <sup>the</sup> <sup>mountain</sup> <sup>side</sup>  
雪の上の氷の雪 <sup>ms</sup> Snow <sup>in</sup> the <sup>of</sup> <sup>the</sup> <sup>mountain</sup> <sup>side</sup>

雪の上の氷に新雪の雪 <sup>ms</sup> Snow <sup>in</sup> the <sup>of</sup> <sup>the</sup> <sup>mountain</sup> <sup>side</sup>  
雪の上の氷の雪 <sup>ms</sup> Snow <sup>in</sup> the <sup>of</sup> <sup>the</sup> <sup>mountain</sup> <sup>side</sup>  
雪の上の氷の雪 <sup>ms</sup> Snow <sup>in</sup> the <sup>of</sup> <sup>the</sup> <sup>mountain</sup> <sup>side</sup>  
雪の上の氷の雪 <sup>ms</sup> Snow <sup>in</sup> the <sup>of</sup> <sup>the</sup> <sup>mountain</sup> <sup>side</sup>  
雪の上の氷の雪 <sup>ms</sup> Snow <sup>in</sup> the <sup>of</sup> <sup>the</sup> <sup>mountain</sup> <sup>side</sup>

鐘田

一 <sup>クニナ</sup>雪の上の氷に新雪の雪 <sup>ms</sup> Snow <sup>in</sup> the <sup>of</sup> <sup>the</sup> <sup>mountain</sup> <sup>side</sup>  
雪の上の氷の雪 <sup>ms</sup> Snow <sup>in</sup> the <sup>of</sup> <sup>the</sup> <sup>mountain</sup> <sup>side</sup>  
雪の上の氷の雪 <sup>ms</sup> Snow <sup>in</sup> the <sup>of</sup> <sup>the</sup> <sup>mountain</sup> <sup>side</sup>  
雪の上の氷の雪 <sup>ms</sup> Snow <sup>in</sup> the <sup>of</sup> <sup>the</sup> <sup>mountain</sup> <sup>side</sup>  
雪の上の氷の雪 <sup>ms</sup> Snow <sup>in</sup> the <sup>of</sup> <sup>the</sup> <sup>mountain</sup> <sup>side</sup>

又百餘りありきとなりて吾等も其の故中へんが  
くのまゝとありて何れもいへんことと名跡の袂  
なごいさけて長田と申しもせよをいひたりと  
なごいさけてはながせしきことなり  
一 苑のやうな所若たは先をよらひめりてありけり  
一人ありて強りなるといふ事のこととて枳のむら  
ちりとして下るる一房のこりて風をぬきけり  
あやもつまてゆやとて母とまをとりけりゆふ平治  
二年二月二日の事には又長田といふことあり  
久米のありとていふことあり

又いふ

一 江の川上にあるものありていふことあり  
室のこゝとていふことありていふことあり  
ちりていふことありていふことあり  
一 上篇をいふことありていふことあり  
とていふことありていふことあり  
方のはたきとていふことありていふことあり  
がえりていふことありていふことあり  
りていふことありていふことあり

このあつりおのり文学部後してその  
何れをいづかへて其友もその由をいふ  
なんぞ文学部といふ所のちよひあつる所  
いふるなりとておをいふるやその女は  
其るるく一の十二神ちかこころいふか  
明日のこころの別れをいふか  
其るるるやいふるやその女は  
そののちよひいふるやその女は  
そののちよひいふるやその女は  
そののちよひいふるやその女は  
そののちよひいふるやその女は

うらみちりうらみちりうらみちり  
このあつりおのり文学部後してその  
何れをいづかへて其友もその由をいふ  
なんぞ文学部といふ所のちよひあつる所  
いふるなりとておをいふるやその女は  
其るるく一の十二神ちかこころいふか  
明日のこころの別れをいふか  
其るるるやいふるやその女は  
そののちよひいふるやその女は  
そののちよひいふるやその女は  
そののちよひいふるやその女は  
そののちよひいふるやその女は

ふまの葉の影をたもとみしむるに新のPuritan  
まゝと見しむるにちかひなく中なるくの上は神  
相おのりし神にさへく大なるかゝるもと野  
をおこなふに文をさげ方のまを家のまをさへ  
うく二交物何れも多年乃をれをれをれを  
おもしろくも南をさへなるにさへく  
ふまの影の影をたもとみしむるに新のPuritan  
まゝと見しむるにちかひなく中なるくの上は神  
相おのりし神にさへく大なるかゝるもと野  
をおこなふに文をさげ方のまを家のまをさへ  
うく二交物何れも多年乃をれをれをれを

あまの影の影をたもとみしむるに新のPuritan  
まゝと見しむるにちかひなく中なるくの上は神  
相おのりし神にさへく大なるかゝるもと野  
をおこなふに文をさげ方のまを家のまをさへ  
うく二交物何れも多年乃をれをれをれを  
おもしろくも南をさへなるにさへく  
ふまの影の影をたもとみしむるに新のPuritan  
まゝと見しむるにちかひなく中なるくの上は神  
相おのりし神にさへく大なるかゝるもと野  
をおこなふに文をさげ方のまを家のまをさへ  
うく二交物何れも多年乃をれをれをれを

上て彼海をるるにげしむるにむしとてむしなま

信田

一 <sup>言</sup> 石とや都(古)上りあつては沙(古)はあきとて口也夫  
供人(古)よりもあつてはさうきうせよ有くせ人もな  
一 <sup>言</sup> 女(古)はよむ者あつてはなりつるにむし  
とて 念佛(古)中(古)にむしむるにむしむるにむしむるに  
むしむるにむしむるにむしむるにむしむるにむしむるに  
都(古)まきの(古)信(古)と(古)い(古)け(古)果(古)ら(古)ず(古)一(古)き(古)い(古)と(古)い(古)あ(古)は(古)し(古)  
とよ(古)命(古)は(古)ま(古)ら(古)ず(古)持(古)無(古)い(古)と(古)一(古)死(古)い(古)り(古)あ(古)は(古)し(古)む(古)し(古)傳(古)たり  
は(古)し(古)も(古)人(古)の(古)と(古)と(古)も(古)せ(古)て(古)あ(古)つ(古)て(古)い(古)ゆ(古)ら(古)む(古)し(古)死(古)て(古)い

何乃曲ある一とて中たりせむれん古自宮いあり  
たり明まに亭之信と都(古)一(古)え(古)え(古)上(古)り(古)斗(古)は  
み(古)あ(古)ら(古)る(古)然(古)ら(古)り(古)て(古)む(古)さ(古)の(古)と(古)う(古)は(古)り(古)を(古)一(古)と(古)  
と(古)い(古)い(古)と(古)あ(古)ら(古)り(古)て(古)え(古)ん(古)の(古)宿(古)は(古)り(古)ら(古)れ(古)

一 <sup>言</sup> 次(古)あ(古)ら(古)る(古)の(古)つ(古)け(古)と(古)い(古)め(古)い(古)は(古)回(古)ら(古)る(古)に(古)一  
の(古)と(古)や(古)な(古) 々(古)庵(古)は(古)あ(古)ら(古)る(古)と(古)川(古) 雀(古)の(古)ま(古)  
と(古)ら(古)ち(古)の(古)宿(古) 今(古)の(古)い(古)と(古)て(古)ゆ(古)の(古)宿(古) 大(古)田(古)の(古)  
町(古)を(古)舟(古)川(古) 河(古)南(古)の(古)修(古)羅(古)川(古)の(古)宿(古)と  
久(古)未(古)なり(古)て 月(古)の(古)宿(古)ら(古)り(古)つ(古)川(古)の(古)宿(古)に(古)車(古)の(古)  
宿(古)の(古)と(古)い(古)り(古)は(古)九(古)重(古)の(古) 花(古)の(古)都(古)は(古)は(古)ら(古)る(古)

一 位回及唯一人整ふる事り終たをねけの野の水原より  
 うりまきて立ぬ風枯一庁傷車乃なりくよ  
 石原下しあきことくめて林より夜へさまた  
 け古まらむ好もすくまらひのなるの多人をは  
 之縁えあるを京もなるらん一候りもなてをり  
 まで

鳥帽子折

一 女房室ひく今いゆ波の流るゆふまざとていふ今え  
 而あてせくゆひたるくもやよのあつらうおま  
 三代はくもえのきくあはれは世からくもゆやぞ

此紙のまじりよはあめのみりせ治たる可いげん  
 一 巾童代のえん神入とうとくかくな方つ可くをい  
 いは者ともなははえ是二年尾流の玉純方の内  
 河みく失位ひ一義おの法内鑑田の為せいりう  
 となりあよとちなもしまのせがのをさかおのなま  
 まうよあめは整りをま今年九年の病よき力  
 紙わつかつたかたかたふこふ思れ奥州一と  
 昔く治なりぎゆひあく死むけよふらや入

梅仲

一 世社務考のふらぬ波のまじりてとまいたひのあま

さうわついなりに衆落のちきりをいつたんと露の  
命終きしゆらかこい いくの里へふりつくと  
跡をぬらうとたうとまをながれたる方のよ  
ろこみよこい

<sup>サシトキ</sup>一 けなけいおまとしてあけたためにあくひわらづら  
まをながれたるまをながれしこととえしを流した  
おのぬらうとつらまをながれしこととえしを流した  
かろう中務はむい車の痛く命の内は  
今てあわらわらうとえれぬ跡ゆきの  
ゆきのぬらうとつらまをながれしこととえしを流した

おのぬらうとつらまをながれしこととえしを流した  
かろう中務はむい車の痛く命の内は  
今てあわらわらうとえれぬ跡ゆきの  
ゆきのぬらうとつらまをながれしこととえしを流した

大織冠

<sup>サシトキ</sup>一 けなけいおまとしてあけたためにあくひわらづら  
まをながれたるまをながれしこととえしを流した  
おのぬらうとつらまをながれしこととえしを流した  
かろう中務はむい車の痛く命の内は  
今てあわらわらうとえれぬ跡ゆきの  
ゆきのぬらうとつらまをながれしこととえしを流した

一 竜女にわくわくあまのこころの言葉は花よ  
 山坂家と名にうかかえりたふもなまじにわ  
 りとてきけりあしとちちらいたまのたまのり  
 この姫をゆめあつあはれいふとていふ  
 りあひのゆりこもさうとあつあつなる  
 きこふとていふ人痛はあひたきいふとて  
 むねに又あつあつあつあつあつあつあつ  
 しとていふとていふあつあつあつあつあつ  
 あつあつあつあつあつあつあつあつあつ  
 涙あひたふとていふあつあつあつあつあつ

野あまのこころあつあつあつあつあつあつ  
 ありとていふあつあつあつあつあつあつ  
 おまごもあつあつあつあつあつあつあつ  
 涙あひたふとていふあつあつあつあつあつ  
 かやあつあつあつあつあつあつあつあつ  
 一 後のうきあつあつあつあつあつあつあつ  
 のるあつあつあつあつあつあつあつあつ  
 まごあつあつあつあつあつあつあつあつ  
 ていふあつあつあつあつあつあつあつあつ  
 あつあつあつあつあつあつあつあつあつ



夜討書か

サシトキ

一 たり公よりつてきたるやの情家まると二女はく  
ん金と 内はつと決たを育の凡を為めら志む  
公強らつて情けまてこよひ御文惜まて一日  
るよ二子業をすうらきたる年々を内少も兄弟  
と女交のいさく 今方となきててはよ未だ  
のちさら定なす 毎いかにいさよおらぬるよ別の  
をわいよくかみん又つしまいん友に助成とらん泣や  
母かうそふと必ひてげ宗をいんとしてだいまるん  
とありきをだうひよわらうと命てもあき今とな

さしとキ

しり

サシトキ

一 ありつと命あつと志て被をかやあそなあり  
だくくやあそやう人のちきうとサ定なす  
い公なわく生ををまきうそんのしんせんとらわま  
えんあむむかあんの大やうまきうしんせんとらわ  
ういせこのおけのころえきうしんせんとらわま  
りくぬたわづらむくはきいんせんとらわまのうたの  
えんあふひはうき花ちんきんしんせんとらわまの  
くーせよやえんせきん 志公松吹丸やうんせんとらわ



どこのそのどこの同じなにか

日記

一日のあつらひは一日のあつらひもあつて天をさか  
けり物なきともさかまきりてはひらき天  
竺の月波のいろもまきり月氏もさか  
ともえりてがせえ入たんと名けりか  
りてなまきりあつり日中も月波なりと  
けりて日  
御と名けり日波のいろもまきり月氏もさか  
のまきのあつらひもなかくはりてさか  
た

八麻

サレトキ

一をよそはえりて多敷有佛のほりまきりて  
光明を夜の民のうきまよひは志はつて  
の枝いさきてさかまきのたさきをさ  
さけりて竹枝くた玉のきえりて  
ののくるまきりてさかまきのたさ  
今の柳のなそ枝まきりてさかま  
のほくたさきりてさかまきのたさ  
長夜のことさかまきの枝よひま  
りりてさかまきの枝よひま

文政六年歲次乙未三月十九日寫之

中村直衛

薰菴錄卷之三

薰菴錄卷之七

中村直道輯

狂犬咬傷治方

江都連山呂先生嘗撰狂犬咬傷治方  
一篇某行于東方人被其惠衆丙子先生  
俗有馬温泉路出大坂謂余曰此書以未  
行西方也鈴木俊民欲重梓此地子蓋序  
諸余素拙措辭人々有求皆堅拒不應然  
竊喜此書之溥海內也乃屬和文一章以  
塞其責先生又書付江都令改為漢文不  
可辭乃取前文自譯曰蓋聞上世古之少者  
二神相與經營國家又設醫藥以除蒼生



まよふ日飲を術と講習するに似せしむるにむかひ  
むを使入の主治療れりてよりまよふにぞしそ命を失ふ  
このもやんやせは二冊と挿りてまよふと考むる  
ことまよふなり

一凡たは病を治むるに疾風大劑をやくと察の先かき  
照つらく念とらふとす人としけ方とめくそこれなる程  
とすも花のりふかど治むる法枸杞の實とすりほぶ  
まけとを粥と煮爛する一若くはざるに粒とまかぬり  
移つらくむれなく念ふものなりわらむどは病とまぬ  
りてまよふ或は右疾風一月とらふれどまよふこと  
りてまよふとたらくもむれぬるらかり人これとん  
こやく用んぬのぐれらり又杖どのもちぬせぐりてお不

まよふとらふれ療治とあらうにすれは必ず死するにんぬ  
一程をまよふとすらうとやく瘡口の血を吸まぬ一男にあり  
せて止むことぬれとあらうと吸まぬとぬらふにす  
まよふとまよふはて吞しかりぬ血を吸まぬ汁とぎ  
血とすりて

一瘡にどうすり瘡のこく一たさの瘡の大小は瘡の  
一分斗しと瘡は小きしそより艾炷と太し一て十壯  
灸をて一たの日より二壯づつ百日の内毎日灸すべし一月  
欠るなりれは先か一たは方也  
或は瘡牙と合ふなり或は豆敷板と合するもありと合ふなり  
うれは暗く又杏仁瘡と合するも瘡のふら直し灸する法あり  
或は生瘡と合し葱白と合しはありしりてす  
此の内瘡介治の  
法は多くしりてやく灸するより宜きなり一切新敗及悪虫毒  
蛇力さしりて共瘡を灸すれは毒氣散して害とのかげなり

心てか咬も灸よえくハ  
ふさしとをさるぐー

一 杏仁とりりすり水と入りて汁とより飲座一入者として  
毎日三度飲のむよし

一 杏仁とすり痔上よりつくりきれとすいりかきとす

一 咬まてな七日とす一服は数日ともは三七の敷せざる

ハ一 百日とてはくぐあきい合く金銀とさる一七日とす

世の志は汁と茶碗一盃はく吞座一或の昔日一盃づ

のりいんぐとすあを附茶をくバ根とかりて掲げは

取ま一痔い急ては敷きりよし 妙方なり

一 山野人家にすまとして空を香治茶法ともふ多しなる

さき時金水と痔とくくちくひむらり血の止る

とゆぐ一ふさぎと止るともなるれ又痔大なるは流水

ひらきしよし血少りてなるといふすはらりてくれ後又ハ

ふぬぐふとくくはく風の入りぬともよしとす

一 地榆根とつぎ痔はけ入汁と飲座一せざるもあ

くくハ乾菜と粉とてはけみさめと一日に三度づ

百日うる者として

一 頸管帽はるら焼芥菜あえて一盃と飲ぐ一或の病人日

のらく口喋りのい歯と折て灌いよくふらり

一 苘麻子五十粒殻とよりすり塩水と痔とわり

けりて

一 梔子黒燒礞黄二味高粉とて痔はけり

一 蚯蚓糞水と混液のくく一痔はけり

下しかりり丸はく

一 喉塞とどろり皮と劑さうり切て蒜韭などを入臍やして  
くりむ又焼灸ても合志むて一入忌焼く一合のそり湯  
をて服てす一初候き一時月をさうりさうりてたうり又愈  
てはかこりきふるも一抱てす一こ云

一 瘡のてはさびひく世はさうりまの生姜汁と飲てす一  
一 頸垢と瘡の肉へ入てす一  
一 砂糖と水と調瘡よぬり又砂糖あり二三盃と服てす一  
一 乾姜の末と帚に振一又瘡の肉へ入てす一  
一 明礬と粉一して瘡中よい道はこ切けは瘡くづきど  
りやま一  
一 吹はるき一かと敷一臍とこり瘡よぬきバかきぬておこ  
らむぞ

一 馬鉄子二分ぬ米水とを服てす一  
一 吹布一人糞或ハ大糞或ハ牛糞とあつく附てす一  
一 吹きとほくくすりてきびく瘡治一くきよ用て  
抱てす一

雄黄五分 麝香一分 二味研るの酒よて二分用也  
若病入腹さうりるときさうりく鼻とほまこ上もと潰く  
て一糸とけりては移ぶじあをうり一かきすうり  
さうりにゆすて一大便より悪物と下をえとて物さび  
半の薬とすむたま一  
一 傷とあふむり人ねれ一凡太のこらうのてきよものよ虎牙  
或ハ虎骨と劑つて飲てす一  
一 毒れ毒れ物のつぎとく一或ハ毒攻上りて煩乱同絶一



百方不效ものゝ人骨灰少中水酒作りて

一班猫の入薬と毒と小便より下を方誌書載て其切  
ありと瓜痴せり此もとも班物乃毒大一人又害あり且  
其の班猫尚所求めくくゆふ今ふ載之若又右の法方  
と用てゆぬ水くまもゆふ考用也一三方中柳又  
律なり

一病人頸項上よりあつき發一ちぢり事作りてぬき  
ゆり

一凡とけ静まりちよ店て炭性也

一唇味なる物之ぐさものせり物 小豆 生薬 酸きもの

一碱きもの百目お内しび

一香歎 臭油 酒 き年の内しび

一物肉 蠶蛹 落葵 一そつび

あふれとれしてふくむとれぬるるるばれすまて  
ぬりまむとくる

右諸方法 病源候論 肘後方 千金方 外臺秘要

文仲方 備急方 小品方 崔氏方 必効方 古今録

驗方 袖珍方 簡便方 救急方 經驗方 及元明之諸

方書取載也 細きと成り括く成り略して其の異  
同ありとあり今誌書と考り合てたりと家 補ひ發  
切り其要よりして用やすしやうとありある  
也

元文元年丙辰初七日

野呂元丈實丈撰

附録

一 狂如く疾まれて自念て後大契發し瘡りしむあり  
ありこれハ毒氣内を攻しひらきしるる時に鉄漿水  
一盃飲ししむちハ熱解し瘡再び發し膿汁  
出て毒氣散り也疾もたれり此をやく鉄漿と飲  
むてし

一 市中に狂狼ありて人と害をこね又狂犬の法方と異な  
らざりしむんむありしむ

一 病ハ疾もさうりしむやく疾もさうりしむ  
棒は葉汁にて洗ふ  
七より毒氣として大契發するハ黒豆大  
山梔子并草各中  
煎取瘡愈て後山梔子食ハ又發す一生忌む下

又方胡枝子の葉よく搗研瘡の汁を塗る好也同類  
あり也ハ此症の記也

此書ハ元文丙辰年東都醫官野呂元大  
先比著述せり其は東國に狂犬狼仍して  
此症に疾傷る者多しと記して此書してしむ  
出てもり命以合する者數と志しず余大  
儒居りしむ十餘年今程上方狂犬絶せず  
して死する者少かりしむ志しむども此書京大  
城にありしむとすむる實なる海士第一の好  
書なりり年未詳書と重刊せんとの志ありし  
幸にむしり先生古馬入湯此日臨館し流る

ていし書以善く世にまゝ〜あんと解りれど  
則許容しむふ市中及山家まで此書以  
來のまゝと治方と施さるゝ狂かろ難なる下  
と希ふものなり

寶曆六年 丙子初秋

大坂 鈴木俊民士興藏版

天政六 癸未年 初夏初七日 中村 萬代直御

蒸菰録巻七 終

蒸菰録巻八

中村直道輯

寛政六年 秋友高壽よる 幣刈松坂く本居

宣長の問書

本流神代とてなほこの國の皇祖神宮の良書ありて  
えきとの書代くふ侍とてなり〜りまをりなり又曰大古の  
皇祖の侍をせりたりたり〜る友家の法成〜も  
何もをん事〜はけり〜ぞとて神のまゝに治り及て又曰  
ひろく大らうふま〜るま〜のたたりがなま上代〜は  
今くたひるま〜る〜とて國ゆりたりこれと〜りてま〜は  
ま〜る〜るの右の道〜り字義のり成文はま〜や  
古今二千年のま〜る〜傷者移〜る〜福と建生〜る〜事物

高行の理も中又天下の道を治りたりとも道はちと後  
らく道といひ成字義と中より道なる

一 素示の空社神宮の定むりたる天宮の神代傳  
るありしをゆくとおんこれ高世の天下はいつと  
ゆふや將軍のはいつとたけのや夜彦といひ  
たけのや大吏といひといふや古といひといひ  
やけの道なる

一 西國神代と天下國家の今日山道の道なりこれ  
西も取のりなり又今日とていふは流のたけといひ  
神代の中は通用したるなりこれとて徳彦の玉も  
永用神道なる

一 素示の太古の空社神宮の傳をせ流りたる素示の

法式も何もあらざるなり此を唯神のまに治りたり  
んんたの中心なり今日將軍より下日本の中いふ  
及蝦夷松おきと神のまに治りたりと流較なる  
ゆ事又神のまに治りたりと道の字も各志不伝  
一 神代といひたるはたのふとまのたけとちるおんた  
ゆは日本の勿論唐天竺河東院ぶたんをも流  
ひたりとて又日本一列は流のたけとて又天子御  
一 躬は流のたけとて日本軍はたのふとまのたけとて  
けりとて道なる

一 素示のまに治りたるはたのふとまのたけとて天下のふ  
は流のたけ一より治りたりといひたりとて流のたけと  
り字義とては流のたけとて字義大ふちがひなり



くはいたの字義等なりいふが事とわらるるなりなり  
み律令格式は王の天下と治りたりしりいふなり  
本文もむむ然らば天子の御来り朝庭天下は治り  
政教いふが伊業といひ也まゐるの君治り大切なる  
れといふ事知りしむいふ事なり

右の大切なる神治と治をのひて律令格式朝庭の礼  
儀を教へしむと漢唐の風といふみて日本は  
のそりふき二千年來り君治り治りて治り  
手なく唐法を治りてより天下を治りて治り  
もたはしめて治りて治りて治りて治りて治り  
おんといひ

天智帝の來り皇居これとわらるるなり

と申すなりいふ事なり

一 来示り皇祖神のたを捨りぬるなり  
まゐりて天地をたよりこをわらぬり  
と申すなりいふ事なり

右皇祖神のたを申すいふ事なり  
入太道を捨りぬるに神代さうの  
り申すなりいふ事なり  
かく是れ神代さうの  
ふなり皇祖神のたを申す  
のふなりいふ事なり  
庭に用りしりいふ事なり  
のふ事なりいふ事なり

一上つ代のまゝをいひておぼゆるにありやうふあく徳をえり  
めをいひてまのたりの大津もありと  
ちをいひて今天下の民をふりて公家とまた因  
窮那代はたなりありなりあく徳をえり  
とはいひてまゝをいひて又津一人を賜の津半をえり  
今の京所の首をいひてちもいひてむらゝいひて  
いひてまゝをいひてありやうふあく徳をえり  
これまゝをいひて  
右の条と今の京所の首をいひてちもいひてむらゝいひて

十月十日

本居答

一問曰道とリ字義いりあり定味あるがごとく

答曰皇国ニテ道ト云名目ハモトナカリレト也然ル  
ヲ後ニ外国ノ道トハ云也道ト云名ノ一ヲカレコレ  
論スルハ外国ノ一ニ此方ニテハ道ト云ハ假ノ名ナレ  
バ論ニ及バス

一問曰石室神なりて天下國都を施し今日もはやく  
とらり一力もはやくあるある

答曰道ハ下タル者ノ私ニ行フモノニアラズ下タル  
者ハタゞ上ノ道ニ從ヒ居ルモノニ上ノ道ニタガヒテ  
私ニ行フハタトヒイカナル善キ道ニモセヨソレハ私  
事也サレバ下タル者ノ行フベキ道ヲトヤアリヤト

尋ヌルハミナ外国ノ事ナリヨクモアシクモタメバ  
上ノ掟ニ従フガ即チ神道也此事直靈玉ク  
シゲニ委ク云ルヲ見ベシ古ノ神道ヲ天下国家  
ニ施シ行ハシテモ上タル人ノウヘニアル也  
一問曰皇孫の御宝と云ふことうへは傳くはを  
神道と申すや  
又修くは皇孫と云ふは神道と申すや  
モホも皇孫は皇孫と云ふは  
者多しと云ふ

答曰三種神宝ヲ傳ヘ玉フハ道ニヨリ傳ヘ玉フ也  
神代ヨリ傳リテ他ニウツラヌハコレ道ノ尊ク  
スグレタルカ故ナラズヤ

ヤ、モスレバ道ノ字義ヲ云ハルハ外国ノ癖ナリ右  
ニ云如ク道ト云ハ此方ニテハタゞヤリノ名ニシテサ  
ラニカ、ハラヌ也

凡四海ノ内万国ニ開闢以來王者ノ統ノツゞキ  
タル國ハ一國モアルナシタゞ吾皇國ノミ也然  
ルニサヤウノ國モ多クアル也ト云ハ甚シキ虚談也  
何ト云テナリトモ皇國ヲワロク云モオトサムトスル  
儒者ノサヤウノ虚談ヲカマヘテ人ヲマドハス也  
一問曰律令格式ヲ王道トシテ治むはと申すは  
何事

答曰唐法ヲ用ルヲ愚ナルト云ニハ心得アル也  
也古ヘ唐法ヲウラヤミテ用ヒハジメ玉ヒシハマコ



トニカシコケレドモ愚カナル御心也然レ臣一タビ  
用ヒハジメ玉ヘルウヘハ其後ハソレニ從ヒ玉フハ愚  
也トハ云ベカラスコレ返テマコトノ道ノ立ニカナ  
ヘル所アリ

一問曰右皇祖神の道と申ハいづるなりやと云々

答曰イカナル道ニテ候哉トハ愚ナル問也ソノ道  
ハ本ヨリ段々云トコロノ如シ

一問曰右乃御代なりぬれよ浮きよは御代さうかよの  
よしりりしよも高野の京都の 松よむりよの  
さぬよし似りへくもおんふりよ

答曰朝廷ハ北条足利ノ世ノホドハ次第と云ニ  
衰ヘ玉ヘルヲ今ハ又イヤマシニ榮ヘ玉フ御代也

然ルヲ世ノ人ハカノ足利ノ末ノコロノイミシキ御  
衰ヲ知ラザル故ニ今モタゞ衰ヘ玉フトノミ思ヘ  
リト分ノ御榮エニアラザレハ御榮ニアラズト心得  
タルハ愚也

一問曰今ア下北民のふりや公家なるふ困窮に成ひ  
たりやゆりやふ安く候や志ありやんやふりや  
きよきよ

答曰ナラカニ安ラカニ治メ玉フト云ハ古ヘノイ也  
今ノ事ニハアラズ

右赤井の器は仕本居及普也字号上仕  
杉と赤不審少形は浅い赤の約は老の松竹の  
尺巻取りを上下仕の

寛政七年  
年ナリ

十一月三日

長瀬七郎平

女房様へ御禮

文政五年十一月二十七日

中村直道寫

薰稿録卷之九

答問録

中村直道輯録

安永六年丁酉冬

本居宣長

○荒木田執ヒサカタ形号蓬萊稱雅樂問ツタナシト云言ノ意ハ如何答云無動

ノ意之更ニ怠タリテ勇氣ノナキヲ云故勇ノ反對ノ怯ヲ訓凡  
是ツタナシノ本義ニツレヨリ拙ノ意ニモ轉シルニツトムルハ進ス利ト

ルノ意ニストツト通フ例ハ次ツキヲスキ臣云是之サテ廣クスルヲ  
ヒロムル固クスルヲカダムルト云格ニテ利クスルヲトムルハ云ニツ

ナシヲ無徳ノ意ト云ハキコエバ

○同人問キタナシハイニカ答曰無明淨ナシノ心也美麗キラクハアキラクキヨク

ナル一右夏紀御襖ノ段ニ云カ如シサテキラクヲキタト云ハコトヲ

ヲコトタ氏邊ラヲ邊タ氏ユラノクヲユタノクハ云是等ヲトタト  
通フ例ニ無段ノ意トスルハ  
右意ニアラス

○小篠道冲石見濱田家中問陸奥ヲムツト云ハ睦ノ字ト誤テヨメル

カト云人アリイカミ谷云ミチノクヲミチノクニノ意ト思ヘルニ

ヤ古今集杯ニモミチノクニトアリ是ハミチノクニト云テハ同言ノ

重ナリテ煩シキ様ナル故ニ自カラカク云馴タルニヤ有レサテ

ミチノ國ト云習ヘルカラヲ轉テ竟ニムツノ國トハ云ナルベシミチ

トムツト自然ニ轉ルヘキ音也又陸字ハ肆伍陸ト数ノ六ハニ

用ル字ナル故ニムツト心得誤レルニ有ベシ

○同人問拍手ト云ハ食夏ヲカシハテト云故ニ其片手ヲ拍ユエニ

云カ答曰拍手ト答ク字ヲ拍ニ思ヒマガハタルニヤ其ハ勝夫ト云

アル故ニ其言ヲ誤テ拍手ノ字へ當タルニハアラジカ拍手ト云名

目右キ各ニハ見當ラヌ様ニ覓ユサレトコハホタヨク考ヘズ

○同人問職原抄ニ左京ヲヒタシノミサト、訓リヒタリヲヒタシト

云ヨミ古ヘモ有カ又京ヲミサト、訓リ如何答曰左京右京ノ京ヲ

ミサト、訓ハ御里ニ同シ京ナガラミヤコト云片ハ宮城ニカ、名ニ

宮所ノ意ナレバシ又ミカド、云片ハ京中ノイニカ、名ニ故ニ左

右京職ハ宮城ノイヲ掌ル官ニハ非ス京中ノイヲ掌ル官ナル

故ニミサトノツカサト云シヒタリヲヒタシト云ハ音便ニテ崩レタル

言ニテ正シキ言ニアラス和名抄ニモ比多利乃美佐止更加佐ト

コソアレ

○同人問神代ノ神ハ死セスリカト思ヘバ瓊々杵尊ナト崩トア

リ然ラハ國常立尊ナトモミナ死セリトセニカ死セル神アリテハ

イカ、答曰高天原ニ坐ス神ハ死ト云イナク常ヘニ國ニ坐ス神ハ

ミナ死セリ又天ノ神トイヘ氏國へ降リテハ死ヲ免カレズ天ト國  
トヲ以テ不死ト死トヲ判スヘシサテ既ニ死ストイヘ氏ノ御灵  
ハ留リテ在リニテ時トメハ現身ヲモ見ハスアアリ此趣スヘテ臆  
断ニ非ス古史記各記ニシルセル證例ニ付テ云之露バカリモ  
己カ臆度ヲマシヘテ理ヲモテ云ハ漢意ニオウルコト

○同人問人死スレハ黄泉國ニ往ト云佛ノ地獄ニ行ニヨレルニ似タリ  
又魂氣天ニ上ルトミレハ面白ケレ氏黄泉國へ行ト云ニ不合此  
コトイカ、答曰人死スレハ善人モ惡人モヨミノ國へ行外ナシ然レ  
テ佛道ノ地獄ノ説ニ似タリトテ疑フハイカ、假令地獄ト全ク同  
シ趣ナリ氏ノレニサワルコトナシ神代ノ古傳何ノ後世ノ佛ニ憚カ  
ラシヤ其上佛ノ意ハ惡人ハ地獄善人ハ天上淨土ニ生ルト云是  
吾道ト大ニ異ニ彼ハ方便ノ作り言ナル故ニ善惡當然ノ理ニ

叶ヘル様ニ換ヘタリ又魂氣天ニ上ルト云モ漢國ノ人ノ理ヲ考ヘ  
テ換ヘタル作り言ナル故ニ面白クハ聞ユレ氏ソハ作り言ナレハイカ  
ヤウニモ面白ク云ルコト

○粟田土満遠江國平尾八幡社司赫赤馬問皇祖神ヲ祭ル社へ臣ノ位階ヲ授

賜コイカ、或人位田ヲ寄ルコト其神ニ位ヲ賜ニ非スト云又或  
人ソコノ社へ賜ハル位ニテ神ニ賜ハルニ非スト云共ニ實東ナシイカ、  
答云此コト誰モイブカシク思ハルコト然レ氏必ズ然ルベキ故アル  
コト成ベシカレ考ルニ古語拾遺ニ天照大神者惟祖惟宗尊無  
ニ因自餘諸神者乃子乃臣云トアル天照大神ハ伊勢大神  
宮自餘諸神トハ諸國ノ諸社ノ神之此語國ノ神社ノ中ニハ  
伊邪那岐命高皇產灵命ナドヲ祭レル社モアレバソレハ天照  
大御神ノ御祖ニ御又ニ然レ氏ソレラノ社ヲモ允テ子ニ臣

之トスレハ其社ニヨリテ尊卑アル<sup>一</sup>ニテ必シモ祭レル神ノ尊卑ニハ  
拘ラヌ<sup>一</sup>ト見エタリ然レハ同シ天照大御神ヲ祭レル社ト云ヘ<sup>一</sup>必  
シモ伊勢同等ニ尊カラス其本ノホドク<sup>一</sup>從テ其神ニ尊卑  
アル<sup>一</sup>位階ヲ授賜モ其社ノ神ハ授ケタマフナリ

○道冲問奥津<sup>ヲキツ</sup>弁戸ノコト答云奥<sup>ヲキ</sup>ハ地下ヲ云海底ヲモ奥ト  
云ト同意<sup>シ</sup>之弁戸ハ借字ニテ下方<sup>シモ</sup>ニ將<sup>フシ</sup>卧具<sup>シカマ</sup>ニ

本水ノ誤  
ミナミヤ

○南川文璞<sup>菟野領守土方</sup>神道ヲ問ニ答ル中ノ阴阳ノ弁ノ中  
ニ云マツ世間ニハニツアル物多キ<sup>一</sup>天地日月男女昼夜木火土  
トノ類<sup>一</sup>如此ニツアル物ノ多キハ是<sup>一</sup>ニナ<sup>一</sup>阴阳ノ理ナリトスル<sup>一</sup>  
ナレ<sup>一</sup>凡コレ全ク阴阳ノ理ニテ然ルニ非ズ自カラニ然ル<sup>一</sup>其故ハ一ニ  
今一加フレバニ<sup>一</sup>又一ノ物ヲ一度分ツ<sup>一</sup>凡ハニツトナル<sup>一</sup>凡ガユヘニニ  
ル物ハ多クアル<sup>一</sup>ハツ<sup>一</sup>サテニナル物ヨリモ一トナル物ハ猶多ケ<sup>一</sup>凡

ツレニハ人ノ心付ヌ<sup>一</sup>人ノ身ニテ云ハ<sup>一</sup>目耳手足ナドハニツアレ<sup>一</sup>凡頭モ  
鼻モ口モ脰モミナ<sup>一</sup>一<sup>一</sup>モシ<sup>一</sup>實ニ阴阳ノ理アラバ万物悉クニツ  
宛アル<sup>一</sup>ハツ<sup>一</sup>然ルニニナル物モアリニナル物モアリ又稀ニハ四ナル  
物モアル<sup>一</sup>ハ皆何トナク然ル也其中ニ三アル物ハ名相對シテタ<sup>一</sup>凡ハ  
揃ハヌ者ナル故ニ或ハ一ツヲ除キテニト定ムル<sup>一</sup>モ多シ又四ナル物  
ハ多クハニツヲ小分ケシタル者ニテ實ニ四ナル<sup>一</sup>ハ少<sup>ス</sup>シサテニツナル物  
ハ多クハ反對スルガ如シ是モ阴阳ノ理ニテ然ルニハ非ズ本ニトナル  
<sup>一</sup>ハ此ト彼ト異ナル故ニニツ<sup>一</sup>然レバニナル物ハ必ス此ト彼ト異ナル  
答ノ<sup>一</sup>一<sup>一</sup>サテ只ニテ<sup>一</sup>無他<sup>一</sup>ニ其ニツ<sup>一</sup>此ト彼ト異ナル<sup>一</sup>片ハ必ス反對  
スル答ノ<sup>一</sup>一<sup>一</sup>又必シモニニハ有ヌ物モ反對セル<sup>一</sup>似タル物ヲバ強テ  
一<sup>一</sup>双ニスル<sup>一</sup>一モアリト<sup>一</sup>ユカクニ<sup>一</sup>阴阳ノ理ト云<sup>一</sup>一<sup>一</sup>本無<sup>一</sup>一ナル<sup>一</sup>ヲニアル物  
ハ當ニ為設ケタル假<sup>一</sup>リノ名<sup>一</sup> 安永七年戊二月

○同人問岳加流ノ神道ハイカ、答云岳加流神道のり作らまは  
ぬくにん佛といきうひひて習合せすりたをれりりひ皆備せ  
合せく造りまはぬ実ハ是も兩部を以て先生此書を或人  
此問ひひくはて譬へて中ハハ如謂兩部神道ハ陽症此傷  
寒乃こく熱ハ腦まき家くゆけりとも思へり岳加流を  
此れを唯一と稱する流ハ明証此傷寒の如く一教を唯一とて熱  
氣の見（言）故に人皆其病と云くは實ハ唯一と也（其）裏を  
こくく儒の大熱ハ花さきく難治此病也又玉木氏が玉裁  
集の書なるに此書をくひ此春總て一向に取らるるゆに是  
をが岳加流此病もこれにさかづかりり流はたかか陰  
症の同病と免うまはぬ

一拙作真靈の教御心よけひんり一候りくぬいさまはつこ

人この小字前も取ての安心をいふこと此控うらりく也言は條は  
ことよりまは此書の誰もく一皆教の要に也（其）小字前の要心こ  
く流を此書ハ其教をまづく多る者ハ其を定めりハ制法の  
まを以て其れくすり人此有る法を以て世に流るるなり  
外はりぬを別ハ安心はまこくもくぬまはぬ也ハ其書の要に也  
也と心よきひて或は此天地此道理いふもくなら物も人のせを  
たをくくは道理を邪道いふもくもなる者やあぐ實ハ志  
まぬまをさきく一論してこく心よきもくもりて安心をまはるか  
外國の俗佛ありまらまらて畢竟ハ其書の空論ハ其總ては  
此書ハ其書ハ人乃智を以てまらり可也其書の非ずハバ色も  
中ハ皆推するものもハ其國の上古の人もた様ハ其書の空論ハ  
心を考へて其の病なりともあはぬひてこれハ其國より様く

此昏を治り参りてそれと争ひし世を成てより右に如くなるに  
量れまじとやうく心も考へて或を信するも佛より或を先  
あよりい極る真心と王家を成らばそなた御世中可いな  
くこころしく成て後を何ぞ道よりして此安心と定めぬ  
りて真心のより知るに極る人皆さびしう神に此安心と道にて  
人の教へまはぬひしは安心にて人の信せぬ故に神に  
其神道の安心法流たんとすとも能く考へる家者の志能く  
只佛と信との定まらりて道りぬ地もそらも直に道に付  
まらぬもしとひて神道の安心とまりんとすも柳も信佛等  
乃云然んましと道智氣とよしく洗ひ捨るは清くする  
ふとぬて古事記日本紀に上たりとよく見ゆしやうも  
儒佛等の智氣なりて其真実此道を見れば難くは放と洗ひ捨る

才一我も是れ道に智氣千有余年人心の度は深付てまはるに  
道に洗ひ洗ひ洗め多しと思ふ大物残る有物とてかく極り  
乃き抑よひたりこそ此智氣妙らびまて後古昏と能見まら  
人こ小半前の安心とすまはるまはるも其安心を益に論と  
皆外國人の道とまはるも自ら能くまらるは其真実此神  
道の安心と道に洗城とむらんにぬれをいふと説きまらる  
あしとすて人毎に兼てせぬまらるは其の信佛の癖有故に  
まてかくれぬと神道とまらるも其の他を兼て  
し人も千万人の中一人二人こそまらるは只一人に究め  
て兼てしぬぬまらる人死て後まらるは其のまらるは  
一人毎にまらる者も人情誠なる可なりまらるは佛の道に  
うと能見たりて道りぬてまらるは其の平生佛と信せぬも今

三ノノ及ハシといひ細きまはともいひまはまはしこの道は教く事多き  
 物なる是人情の穢く可成りなりは神なる物なり世人  
 死て後につくべきものなり本んなくんて世人の兼行くはるぬと  
 有りたる神道の此本心を人の善人も悪人も押さへていなよ  
 み此國の此事も吾人こそ吾人の善人も悪人も此の教を  
 明くしよらぬ御もよ此の道の中ては信者と佛者と兼行くはる  
 つも悪なり其の極よとひん又悪人こそと帝の佛の教をよと事  
 故よか極よのこりて兼行くはるを佛者と此生死の安んを  
 人情よ叶て面白く流すは信者の天地の道理と考へて滅しけ  
 り此の事も故天下の人も此信佛等の流と同別てをひくよ  
 信し居るは神道の安んを吾人よよみの國の事と考へて  
 兼行くはるは道理と考へて千人万人兼行する者なるは其

道理いつなる道理と考へて其の人の測り可成りありて佛佛等の流  
 と面白くはるは實も面白くはるは此方より佛と考へて者よ  
 御國よとたかむ佛佛等の如き流をいふと其の如き流は  
 のこりていふべきなり只此の如き流は人の國に此の如き流  
 をよむりや人の心をこれを教く人もいはず道理と考へる人も  
 のこりていふべきなり此の如き流は人の國に此の如き流は  
 必しぬばなりぬまよは故よ此世に此の如き流は人の國に  
 御も信や佛にさうりていふべきなり此の如き流は人の國に  
 其の極よと考へて其の如き流は人の國に此の如き流は  
 一と考へて其の如き流は人の國に此の如き流は人の國に  
 自然と考へて其の如き流は人の國に此の如き流は人の國に  
 其の如き流は人の國に此の如き流は人の國に此の如き流は



成行を有り行まくに任せく有りまよこそ久し儒は約いさくも  
古の自然の備多し行も皆天地自然に變成くこそそれを行い  
こそ古の自然を法<sup>ミ</sup>ふはるこそ自然の背りる法まよこそ此故に  
其流と科との莊周杯と始として自然と言むといひてそれいふ  
るするまの皆自然の有りす作もまよこそ只世も多し異<sup>コト</sup>  
様有り成候び人の耳目と誇りすのこそ吾神道の天よそれとい  
異よそまの自然と言むとまよはる世中の行事もも分神は  
仕事<sup>シゴト</sup>も是なり其安心もも一は安心決定とすとして神は仕事  
もまよと能合のめくもいひてい誠の光もも可流はさて何まも  
皆神のありまよも世中まよもまよのまも皆鬼神の仕事  
も儒佛老をまよも道の出来らると神の仕事天下の人心  
それなまよいふも又神は仕事もいひまよも吾鬼神は異<sup>コト</sup>こそいふ

儒も佛も老も皆流くとも其何れの神もいふ言を有り恐る  
ある故にまよもいふも吾鬼神を有り行れりて此道の後世因天下  
成法むりもまよの其何れ世も害をまよもまよのまよと用ひて  
此のまよも吾神は神の有りすも又儒を有りて治りされも  
治り難れまよもいふ儒を有りて治むく佛有りて治り難れ有り  
仏を有りて治むくも是皆其何れの神なるれども治り難れ有り  
ら上代のまよもも法世もも可流ものまよもあつた人の力をも  
て神の力も勝んとする物ありて此法のまよもも却てまよの神道  
も背く者こそ是故に神は有りては一つはまよもも  
まよも有りては其の吾鬼神は論ずる時を上古は世も  
鬼神有りては人をもまよもも困治まりやすく一力の  
まよも神は道はまよもも後世の鬼神は有りてはまよも

よその海に難く成りては此の時こそ思神多し人びと神の御方  
よも叶ぬまゝに神代より後世の御方人の力もあつた  
く叶ぬまゝに神代より後世の御方人の力もあつた  
是のついでに老翁が自然と流るる事しつらん


○道冲問夷ミナト云言ノ意ハイカニ答云边之知チカ之边ハ片ホトリヨ  
云ソレラヒト云例ハ濱ヒ国ヒナドノ如シ知ハ在カ住カ隠レカ杯ノ  
例ニサテノカノ反ナ也又田舎ハ小边之知チカ之知チカヲヒノ反井ニ

○同人問塩土老翁ノ名義ハイカニ答曰知識大チカツチニテヨク物ヲ  
知レル人ノ称ニツチハ美称ニテ例多シ

○同人問侍者マカダチハイカニ答云前マカダチ見等々チ欵マヘツキト云イモア  
レバナリ

○荒木田銚雅大神宮八祢宜 中川 向鈴ノ起リハ如何又佐那伎ハ鈴ノ更

カ答曰鈴ノ起リ未詳先ハ古語拾遺石屋戸段ニ鉄鐸ノ一見ヘ  
タリ是ヤ始ナランサテ其古名ヲ佐那伎ト云ヨシ記セルハ心得ズ  
鐸ハ古更記雄畧段大御哥ニヌ奴ス氏ト見ヘ又仁徳記ニ須ス縹ト  
アリサナキト云フハ何ニモ見ヘズ故思フニ古語拾遺ニ著鐸之  
弟ト有ヲサナキノホコト訓リ然レハサナギハ鐸ヲ著タル弟ノ  
名ナルヲ廣成心得誤リテ鐸ノ古名ノヨシ記セルニヤサナギノ  
ホコト云ヨシハサナギヲ略ケル成ベシサハスト同シクラ鳴音  
ヲ云ナギハ草薙ナドノ薙ニテ鐸ヲ著タル弟モテ物ヲ薙ハ  
サノト鳴ル故ニサナギノ弟トハ云ニヤ  
○同人問古唇ニ麻笥ト通ハシテ各ルル多シ此茂イカニ答曰  
桶ハ形ノ麻笥ト同シキ故ニ通シテヲケト云ナルベシ大神宮神  
室ノ麻笥ハ木工寮式ニ扱ニ鐵ニテ作レル物ニテ其形モ下ノ

スボリタル物ニテニ合トアレハ蓋モ有ト見ヘテ搥テ桶トハ痛ク  
異ナレ氏又古ヘヨリ桶ト同形ナルモ有シニヤ今吾里ノアタリ  
ニテ麻ヲ績テ入ル器ヲゴケト云テ深サ一尺ガリ經七八  
寸形  如此ニテ桶ノ如シ曲物也是モ古ヘヨリアル形ニテニカ  
サテ桶ハ今ハ厚キ板ヲ並ヘテロメテ竹ノ輪ヲカタメシト中項  
迄ハ曲物ナリシト見ヘテ職人哥合檜物師ノ哥ニ汲タムル  
桶ナル水ニ影ミレハ月ヲサヘコソマゲ入テケレ是檜物師ノ哥  
ニモ詠テ曲入テ杯訓レモ曲物ナル故ノ縁語ナリ然レバ昔ノ曲  
物ノ桶ハ右ニ云ヲゴケト同シ形成ヘシ

○同人同儀式帳所撰大玉ノ神ヲ国生神氏大国王氏又ハ  
大国王姫氏申スト聞ヘテマギラハシ此弔イカ答曰大土國生  
大国王ミナ同意ノ神名ニ国生ハクニナシト可訓ソノ国ヲ經  
營成玉ヒシ神之国トハ上代ニハ一縣一郷程ノ所ヲモ云ツレハ其  
地ニ国生神ハ有ヘシ大土神ト申スモ其<sup>ル</sup>処ノ土地ヲ經營シ  
玉ヒシ由ノ神号ニ国玉ノ<sup>イ</sup>ハ古史記傳ハノ五十六丁十一ノ  
廿八丁ニ云ル如ク此モ同意ニ故ニ諸国ニ其国王ノ神社多シ  
サテ又大国王比賣ト申ハ其国王神ノ妃ヲモ云ベケレト度  
會ノ大国王比賣ナトハ女神ニシテ其国經營ノ神ト聞ヘタ  
リ大国王御祖神大土御祖神ナト申スモ右ノ意ナリ  
○同人同崇神記ニ玉葦鎮石云云御宝主也トアル此詞ノ意イ  
カ、答云タマモレツカシ。イツモビトマツレ。マタ子ノウマシカミ。オシ  
ハブレ。ウマシミカミノソコダカラ。ミタカラヌシ。ヤマカハノミク、ミタマ。  
シツメカケヨ。ウマシミカミノヲコダカラ。ミタカラスシ。如此可訓今本  
ノ訓ノマ、ニテハ不成弔允テノ意ハ鏡ト玉トヲモテ出雲ノ臣之

ヲ祭ルベシト云ニシツカシハシツキヲ延テ云也玉藻沈キ嚴藻トウ  
ケタリイヅハ清淨ノ心ニ水底ニ沈ミ在テ清淨ナル藻ヲ云ツケ  
之真種ノ意未考オシハフシハ鏡ヲ押振上ケテ祭ルニソコタ  
カラハ至極ノ宝ニ允テ物ノ至リ極ル允ヲソコト云ニミカカラスシ  
ハ宝ノ最上ト云是皆鏡ヲホメ云ル詞ニ御魂ハ御玉ニシツメ  
カケヨハ玉ヲ鎮メ掛テ祭ルニ以下ハ又玉ヲホメタル詞ニ鏡ト玉  
トヲ對ニシテ称云ル詞ヲ能味フベシ

○道冲問神代記ニ出タル倭文神ト建葉槌トハ別神カ一  
神カ如何答云一神之倭文ニハシドリト訓ヘシ訓注ノ假字トノ  
假字ニ用タルニサテシトリハ後取ニテ經津主神ノ殿後神ニ  
殿後ヲシトリベ氏云是ニサテ建葉槌ハ其名ニ

○同人間打橋ト云名ノ意ハイカニ答云移橋ニツチ是ハ尋常

ノ橋ノ如クニ同所ニ定メテ掛置橋ニハアラテ時ニ臨テ何方ヘナ  
リ氏移シモテ往テ掛ル故ノ名ニ打渡ス橋ト云説ハ聞ヘズ

○同人間神武記ニ天皇ヲ天壓神ト申セルヲアリ此称ハイカ  
ナル意ニカ答曰ソノ頃大和國人ノ云ル称ト聞ユ其意ハ神武  
天皇ハ天神ノ御子ト名告テ大軍ヲモテ大和ヘ上リ來坐テソ  
ノ御勢ヒノ盛リニシテ歎ヲ破リ玉フ一物ヲ壓カ如クナル故ニ

大和ノ國人痛ク恐レテカクハ申セルナリアメオシカミト訓ベシ  
注ニ壓者飲カス葛トアルハ言ノ居リタル方ヲモテ注スル例ニアノ

オスノ神トヨムハヒガコトニ

○經雅問祝部ト云名義ハイカニ答曰マツ脊イムヲイハフ氏ユマハ氏  
云ハハイハフヲイハフル氏云ヘシユマハト通吾也然レハハフリハイハフリ  
ヲイハフ脊ケルニテイハヒト云ニ同シ神ヲ脊ヒ祭ル人ナル由ニ

○同人問荒魂和魂ノ義ハ如何答云マツ古言ニアラトニギトヲ對  
ヘ云ルニ種々ノ心アリ其ハ物ノ生<sup>ナ</sup>レルマ、ニテ未夕修理ヲ如ヘ  
ヌヲアラ其ト云<sup>アラ</sup>サテニギト云ニ熟字ヲ各ルハ<sup>日本</sup>  
熟田津ト此ノアラノ反對ニシテ生熟ノ義又兼妙和妙ノ義ハ  
兼精ノ義又物ノ間隙ヲマドホニアキタルヲアラキト云<sup>大</sup>  
兼籠アラ、松サテ饒ハ物ノ稠<sup>シテ</sup>ク多キヲ云ヘハコレ古ノアラキノ  
原ナトノ義ヒト云ヒサテ同言ナリコレ動静ノ義又遠放<sup>トヤサカ</sup>  
ト云ヒシツマルヲナグト云<sup>ナギトニキ</sup>ナギトニキコレ動静ノ義又遠放<sup>トヤサカ</sup>  
行テ依附ヌヲアラフルト云<sup>方葉ニアラ</sup>分散ルヲアラフルト  
云此等モ動散ノ義又ニキニ和字アラニ荒字ヲ用ルヲモ  
思フヘシ如此種々ノ義アレ能思ヘハ皆ツキクニ轉レルモ  
ノニテ其本ハ皆一ツ意ニオツメリサテ右各ニ荒魂和魂ノ一

アラフルヲ  
サレウ四  
ウナセハ  
フ四エヲ

ヲ云ルヲ考フルニ神代記大穴持命ノ幸魂奇魂ト問答ノ段ト  
出雲同造神賀詞ニ大三輪ヲ此神ノ和魂ト云ルトヲ合セテミ  
レハ幸魂奇魂ハ共ニ和魂ノ徳用<sup>幸魂奇魂ヲ荒魂和魂</sup>サテカノ  
問答ノ心ヲモテ見レハ和魂ノ和ハカノ精麗ノ精ノ義又生熟ノ熟  
ノ義又疎密ノ密ノ義ナトニヨレリ又神功紀ニ和魂服玉身而守  
壽命荒魂為先鋒而導師船下見ユ出雲風土記ニ大神之和魂  
者静而荒魂者皆悉依給<sup>云ト云ル杯ヲモテミレハカノ波風ノ</sup>  
動ルト静トノ義又荒魂ハ放行<sup>アハシク</sup>分散<sup>アハシク</sup>ニ當レリ然レハ右ニ  
奉タルアラニキノ種々ノ義ヲ彼此通ハシ合セテ心得ル片ハ和魂  
荒魂ノ意モオノツカラ明ラカナリ○サテ神ノ御灵ヲ和魂荒  
魂トニツニ分テ對ヘ云ハ其徳用ヲ云フ片ノ一ニコソアレ全体ノ御  
灵ハ必シモ此ニツニ限リテ合レタル物ニ非ス壁ヘハ御灵ノ全体ハ火

ノ如シ和魂荒魂ハ其火ヲ薪ト燭トニツニ分テ燃スカ如シサテニ  
ツニ分テ燃スト云シ 凡本ノ火モ枕木ノ一ニテ燃テ幾ツノ燭  
ニ移シ分テモ同シ一ニ必ニツニ限ル物ニ非ス然ルニ一ツヲ荒魂  
ト云ル一アレバトシ今マツヲ必ス推テ和魂ト定ムルハ僻一之譬ハバ  
大和ノ三輪ハ大穴持神ノ和魂ナルニヨリテ出雲ノ杵築ハ推テ  
荒魂ト云ハンカ如キハ不當一之是一ツノ薪ノ火ヲ見テ其餘  
ノ火ハ燭ノ火トセシカ如シ杵築ハ全体ノ御灵ニシテ荒魂ト  
云者ニハ非ス又伊勢ノ荒祭宮ハ天照大神ノ荒魂トアレハ  
本宮ヲ和魂ト申セル一ハナシ是又本宮ハ全体ノ御灵ニシテ本  
ノ火ノ如クナレハ之又右ノ荒祭宮モ大御神ノ荒魂ナルニ神功ニ  
津國廣田社ヲモ天照大神ノ荒魂ナル由ミエタリ是ヲモテ一  
ツカ荒魂ナレハトテソレニ對テ今一ツヲ推テ和魂トハ難定一

ヲ知ベシ同薪火モ幾ツニ分ルヘキガ如シ又三輪ハ大穴持神ノ  
和魂ナルニ同郡ナル狹井ノ神社ヲハ神代令ニモ大神ノ荒魂  
ト云リ是和魂ナル三輪ノ神ニモ又荒魂アリ燭火ヨリ又分テ  
又薪ノ火成カ如シ如此大和國ニ和魂モ荒魂モ坐セ出雲  
ノ杵築モ又同神ノ御灵ナルハ本ノ火モ猶本ノ如ク燃ルガ如シ  
是等ヲモテ御灵ノ全体ハ必シモニツニ分ルテソレニ限レル物ニハ  
非ル一ヲ悟ルベシ

○或人問明衣ト云物ハイカナル衣ソ答云漢國ニテ宗廟ノ祭ニ采  
ヲ明染ト云酒ヲ明水ト云又喪葬ノ器用ヲ凡テ明器ト云旌ヲ  
明旌ト云然レハ明衣モ本コノ旻之漢國ニテハ祭祀ト喪葬ト  
ヲ一ツニシテ分チナキ故ニ両方ヘ涉ルナリ論語ニ明衣以布爲沐  
浴衣也ト云ヒ唐六典ニ凡國有大祭之礼云皆前習礼沐浴並

日七世  
日本武尊  
棺中三明衣  
トニレ  
日六ニテ分  
明器明衣

給明衣トアリ是ヲミルニ祭礼ニ衣ト沐浴衣トニ差有二因テ  
沐浴シテ淨清ニナリテ着ル心ト思フ人アレドサニ非シ祭祀ノ  
明衣ト沐浴ノ片ノ衣ト其色モ裁制モ同シ様ナル物故ニカノ  
祭祀ノ方ヨリ轉ジテ沐浴衣ヲモ明衣トハ云ナルベシサテ御国  
ニテ祭祀ニ用ル明衣ハカノ漢国ノ祭祀ノ明衣ヲ取レルコソレニ  
付テ此衣上代ヨリ有シヲ後ニ彼漢ノ明衣ノ字ヲ借テ當タ  
ルカ又上代ニハ無物ニテ本ヨリ漢国ニ習ヒテ制セル物カ未詳  
昔ヨリ只明衣ト音ニ唱ヘテ訓ノ無ヲ思ヘバ本ヨリ漢ニ効ヘル  
物凡ニヘタリ神樂哥<sup>カ</sup><sub>カ</sub><sup>カ</sup>ニスベテ神ハヨキ日マツレバアスヨリハアケ  
ノ衣ヲケゴロモニセント詠ルハ明衣ト聞エアケノ衣ト詠ルハ字ニ付  
テ云ル也右名トハ聞エズサテ和名抄ニ內衣云々是ハ漢国ノ沐浴  
衣ノ方ニ付テユカガヒラトハ云ルニ祭祀ノ明衣ハユカガヒラトハ云難

コトミナ  
忌帷ノ意凡云へ  
ケレトサニアラシ西宮記ニ明衣古人沐浴之外不服之ト云ルモ沐浴ノ  
方ノ明衣ヲ身思ヒ玉ヘルナリ

○或人問伊勢神宮ニ大内人小内人ト云アリ内人ノ名差イカニ答  
曰吞記ニ鎌足公ヲ内臣トシ玉フアリ又續記天平勝宝元年又  
天平宝字元年宣命ニ大伴氏ヲ内兵ト称スルアリ是ナ殊ニ親シク玉フ由  
称之然レハ内人モ大御神ヘ殊ニ親シク仕奉ル由ノ称ナルベシ  
安永八年己亥

○道冲問神功記ニ撞賢木巖之御魂ト云差ハイカ、答云撞ハ  
借字ニテ奇賢木イワサカキノ心ニテ巖ト云ニ枕詞ニ巖ハ清淨ノ義ナレハ  
清淨ニ奇賢木ノ由也所謂巖櫃ナト是之サテ巖之御魂トハ  
天照大御神ハ伊邪那岐大神ノ櫛原アキハラノ御襖ニ成出玉ヒテ清淨  
ナル御魂ナル由ノ御称ナリ

○同人同同紀アツナヒノ罪ノ一如此一ハ後世ニモ可有ニ其時必シモ  
常闇ニナラヌハイカニ答云是ハ常人ノ一ニ非ス神社ノ祝ナル故成  
ベシニ祝者共ニ合葬カト云ルヲモテ可知コレ祀ナル故ノ罪之然レバ  
後世トテモ神社ノ祝一人一ツニ葬ラバ常闇ニナル一有マシキニモ  
非ス夕トヒサル一有テ常闇ニナラヌトテモ此段ヲ疑フベキニ非ス  
此段ノ趣モ神社ノ祝一人一ツニ葬レバ決テ常闇ニナラヌト云一  
ナレト云ニハ非ス其中ノ神ノ御心測リ難ケレハ決メハ云カタシ

○佳雅問神ト云名幾ハイカニ又御國ノカミハ唐ノ鬼神ト云  
同シキヤ異ナル一有ヤトニカクニマギラハシツバラニホタマヘ答云  
カミノ名幾年來相考フレモ未ダ思得ス旧説ハ皆非ニサテカミ  
ト唐ノ神トハ大氏ハ同シキ故ニ此字ヲアツ然レモカミト唐ニ云フ神  
トハ七八分ハ同シクテ二三分ハ異ナル一アリ然ルヲ古來タゞ神字ニ

委子テ全ク同物ト耳心得テ異ナル処有一ヲ不考今其異ナル処ヲ  
云ハ易ニ陰陽不測之謂神或ハ氣之伸者爲神屈者爲鬼  
ト云ル委ト是等ハ神ト云モノ、現ニ在ニ非ス不測ナル処ヲ指シテ  
云ヒ氣之屈伸セル処ヲ指テ云ル耳之故ニ人ヲ稱テ神聖ナト云  
片ノ神字モタゞ神冥不測ナルト云ルニテコソアレ其人ヲ直ニ神  
ト云ハ非ズサテ皇國ニテ云フカミハ実物ノ稱ニ云ル耳ニテ無物ニ  
只其理ヲ指シテ云ル一ハナキ也サレバ唐ノ易ニ神道ト云ルモ神  
冥不測ナル道ト云心ナルヲ御國ニテ神道ト云神ハ実物ノ神  
ヲ指テ云リ又社ニ祝ル神御冥杯ヲカミト云ハ実物ニハ有ヌニ似  
タレモ是モ其御冥ヲ直ニ指テカミト云之唐ノ如ク其冥ナル所ヲ  
云トハ異之故ニ皇國ノカミハ体言ニノミ用ヒテ用言ニ云ル一ナシ唐  
ノ神ハ体言ニモ用ル之故ニ其用言ニ云ル神字ヲバアヤシキ杯訓テ



カミトハ不訓サテ又御国ニテハ人ノミ非ス龍雷ノ類ヒ或ハ布狼  
ナトノ類ニテモ凡テ神冥アルモノ可畏モノヲミナ其現身ヲカミ  
ト云又生ノ類耳モ非ス山川海ノ類ヒヲモ神冥アル又可畏ヲバ  
直ニ其物ヲ指テカミト云唐ニテモ石ノ類テモ神冥ナルコトアレバ  
神ナルトハ云ヘ凡其ハ其物ヲ直ニ神ト云ニハアラス神冥ナル由ニテノ  
意之石ノ類ヒ其実物ヲ直ニ神ト云一ハ唐ニハナシ是又異ナル処ニ  
右ノ外ニ或ハ山川ノ神何ノ神ニト云或ハ皇國ノカミトカハルコトナシ  
○或人問岳仁記ニ新羅王子天日槍カ持來リシ室ノ中ニ熊神  
籬一具ト有ハ如何ナル物ゾ答曰久麻比母呂紀ト訓ベシ久麻比隈  
隱ナト、同言ニテ隱レコモリテアラハナラヌコトサテ此ヒモロギハ  
韓國ニテ神ヲ祭ルニ其神体ヲ安置スル具ニテ佛像ヲ安スル  
厨子ノ如クナル物ナルベシ其制戸ヒラ有テ内ハ頭ハニ見エズ隱

レル故ニクマヒモロギト云也サテ如此キ物ハ皇國ニハナキ物ニテ本ヨリ神  
籬ノ類ニハ非レ凡神体ヲ安スル物ナル故ニヒモロギノ名ヲ借テ皇國  
ニテクマヒモロギト稱セシナリ

○道冲問継体記ニ倭彦王云遁山登コノ遁ヲニテホトノハシリ  
ト訓リイカナル意ゾ答云ホトハ俗言ニアハテフタメクト云フタニ同シフ  
タメキ走ルナリ

○田中道万侶尾張人問妹許吾許ナトノカリハイカナル稱ゾ答云  
妹ガリハ妹之ハカリヲ約メ吾カリハ吾之ハカリヲ約メタルハヲ畧  
キカカヲカト約メ云ニサテハカリトハ後撰集哥ニイツコヲハカト  
君カ尋子ニナド有ハカト同クテ行クアテ処ヲ云ニ妹カリハ妹カ処ヲ  
アテ処トシテ行クコトカリタルハ吾処ヲアテ処トシテ來ルニ故ニ此カリ  
ト云言ハ凡テ其行サキノアテ処ニノミ云テ其処ヨリ行クヲバ云ズ壁

へバ甲カ処ヨリ乙ガ処へ往テ乙ガリユクト云ニ甲カリユクト云一ハナキ  
又才チクホノ物語ニ妻ノカリイタトアル類ヒノカリトノヲ添テ  
云モ本誤リ成ヘシ

○同人問春ベト云詞ノミ有テ夏ベト秋ベト冬ベト云ハイカニ答云  
古へ春ベトハ草木ノ栄ユルニノミ云リトミユサレバ春榮<sup>ル</sup>約マリ  
タルベシ故ニ夏秋冬ハイハ又詞ニ

○道冲問借字ナトヲヒトコロフト訓ハ如何ナル爰ヲ答云等比  
ノ意之壁へバ天子ノマ子ヲシテ天子ト等ク比フニコロホフハ其位ト  
齊シニ程ナル意ニ

○同人問定字又決字ヲ日本紀ニウツナシト訓ハ如何答云ウツト  
ウタト通音ナレバ無疑ノ意之皇極紀ニ勝定之

○同人問ヲリハト云詞ノ意ハイカ、答云時延<sup>ツル</sup>ナルベシ延ハ間断ナク

長ク續ク心也

○同人問神代記一昏ニ軻遇突智娶埴姫云トアル是ハ同母ノ兄  
弟ノイカ、答云同母兄弟ノ婚ニ然レト如<sup>ミ</sup>天土神ハ惡神ニテ御母  
神ヲ焼殺シ奉レリ故鎮火祭祝詞ニモ御母神ノ御言ニ心思子  
ト詔<sup>ル</sup>ヘリ然レハ此婚ハ通例ノ一ニ非ズ惡行トスベシ

○同人問神代下卷鹿葦津姫ヲ天神娶大山祇神取生兒也  
ト有ハ諸説ト異ナル上ニ大山祇神ト耳云テ其名ヲ不言ハ女字  
脱タルカ答云鹿葦津姫ハ古史記ニモ昏記ノ一昏共ニモ皆大山祇  
神ノ女ト耳ニヘテ異説ナキヲ爰ニ天神ノ女トセルハ傳ヘノマギレ  
ツル者成ヘシワハ述ニ藝命ノ大山祇ノ女ヲ惡テ火ニ出見命ヲ  
生マセルヲ誤テカリ傳ヘタルニテ御母子ノ系圖ノマキレタルベシ

○或人問官名太宰帥ハ將帥ノ意ナルベケレバス井ノ音ナルベキニ

古へヨリソツト訓ハ誤ナラカ答云仰字將帥ナトノ片ハ所領及ニ  
テス井之ソツニ非ス是ハ大抵誰モ能知レルナレハ古へコレハカリノ  
コヲ得弁へヌコハ有マジク殊ニ是ハ官名ニテ公更ナレバ誤ルベキ  
ニ非ルニス井トハ云ハスソツト唱へ來レルハイカサマニモ其故有コナ  
ルベシ容易ニ誤ト定ムヘカラス又ヒキ井ルノ片ハ所律及ニテシユ  
ツノ音ニコソアレワツノ音ハナシ然ルニシユツトイハズシテソツト  
唱フ是又故アルベシ

○土末呂問俗ニ疫病神ト云ハ古更記崇神天皇段ニ大物主神ノ  
御心ニヨリテ神氣ヲコリシコアル是即疫病神カ又善神モ荒  
ヒ崇リマスアアレハ世中ニワロキコハ皆禍津日神ノ仕業ト云シ  
ニイカ、又大物主ノ如キ神ノ疫ヲ起シ玉フモイカ、答云總テ  
神ト申ス者ハ佛家ニ所謂仏儒家ニ所謂聖人ナトハ異ナル

モノニ坐セハ正シキ善神トテモ更ニ觸テ怒リ玉フ片ハ世人ヲ悩マ  
シ玉フコモアリ邪ナル惡神トテモマレクニハヨキシワサモ有ベシ  
トニカクニ神ノ御更ハカノ菩薩聖賢ナト云者ノ例ヲモテハ  
不可言善神ノ御シワサニハ邪ナルコハ露モ有マジキコソツト理ヲ  
モテ思フハ儒佛ノ習氣之神ハタゞ尋常人ノ上ニテ心得ベシ  
スクレテ善人トテモ折ニ依テハ怒ルコアリ怒テハ人ノ爲ヨカラヌ  
コモ必ナキニ非ズ又惡人トテモ稀ニハ善更モ雜ルコニテ一概ニハ  
難定ガ如シサレバ崇神天皇ノ御代ニ大穴牟遲神ノ御心ニ依  
テ疫ノ起リシモ可怪ニ非スサテ都テ世間ニワロキコノ有ハ本  
ハ皆禍津日神ノ神靈ニヨルコナレバ此大物主ノ御心ヨリ疫  
ヲ起シ玉ヘルモ其本ハ禍津日神ノ御心ニ依テ疫ノミナラス万ノ曲  
更皆コノ例ヲモテ悟ルマシサテ大物主神ハ國津神ノ長ニマ

シクテ八百万ノ神ヲ帥ヒ玉ヘハ其中ノ神等ニ命シテ疫ヲ  
行ハシメ玉ヘル成ベシサテ其命令ヲ兼テ疫ヲ行フハ常ニ疫  
ヲ行フヲ業トスル一種ノ邪神アルカ又ヨノ常ノ神ニモア  
レ時ニ臨ミテ命ヲ兼テハ行ニシモ有ベシ又時ヨリテハ他神  
ノ命令ヲ受ルニハ非スシテ心ト疫ヲ行フヲモ可有ハ何レニ  
マレ其片ニ當リテ疫ヲ行フヲ疫病ノ神ト云ツベシ

○同人問今ノ世疫病アル時其処ニテ祭ラムニハ式ノ迂却崇神  
トアル例ニ從ヒ外ニ在ヲ防クニハ道饗祭ノ例ニ從ハムカ又カノ  
崇神天皇ノ御世ノハ殊更ニ神ノ御教ニ目テノ更ナレハ異也  
トセシカ答云カノ崇神ヲ迂却スルモ道饗祭モ崇神天皇ノ  
御世ノ故更モ其更コソ聊カカハレバ皆同シ意ニサレバ今モ疫  
病ヲ静<sup>シ</sup>ムトテ祭ラムニハ其本ヲモテセバ禍津日神ヲモ祭ル

ベシ又其時ニ因テ何レノ神ニマシ崇リニヨリテ起レルナラバ其崇ル  
神ヲ祭リ和ム<sup>子</sup>ベシ又他神ノ命令ヲ受テ疫ヲ行フ神ヲモ可  
祭又其疫ヲ防キ守リ玉フベキ神ヲモ可祭ソノ時ノ様ニ從  
ヒテ祭ル神ハ定マルヘカラス又外ニ在ヲ防クト内ニ在ヲ却ケシツ  
ムルトハタゞ<sup>チシコトバ</sup>禱詞ニソソ<sup>ヤケ</sup>弁メ有ヘケレ祭ル神ニハカハリ有ヘカラス

○同人問須佐之男神ヲ牛頭天王ト号シ疫神トシテ祭ルハ疫  
神ヲ防キ守リ玉フ神ナル故ニヤ答云牛頭天王ト申ス神号ハ  
例ノ佛家ヨリ出タルナレバ不及論サテ須佐之男神ヲ疫神ト  
シテ祭ルハ此神モト荒フル神ニ坐<sup>コシ</sup>々々テ天照大御神ヲサヘテ惱  
マシ奉リ玉ヘル世ノ中ノ禍更ノ元首ノ神ナレバ其本ニ付テ祭ルニ  
ソノ本ノ神ヲ祭リ和セハ末ノ神ヲ防キシツメ玉フハ固ヨリイ  
サテ此須佐ノ男神ノ荒ヒモ其本ヲモテ云ハバ禍津日神ノ神

冥ヨリ出ルナリ

○同人問世ニワビシクマツシクナラシムルヲ貪乏神ト云富榮ヘシムル  
ヲ福神ト云是ヲモ別ニ其神ノ有ニアラテ其然ラシムル神冥  
ヲ云ナルヘクヤ答云然レ何レノ神ニシ今然神ヲ指テ可言但シ  
人ヲ使富神使貧トヲ業トスル神モ有マシキニアラス

○同人問疱瘡神ハ外国ヨリ來リシ惡神ナルヘシ是モ禍津日神  
ノ神冥トヤセム此病ハ物ノ祟リニモ非ス又一度病ヌレバ二度トハ  
病ヌ一他病トハカハリテイト怪シキハ如何答云如何コノ疫ハ古ハ  
ハ無リシカバ此神モト外国ヨリ來リシ神ナルベシ唐土ニテモ古ハ  
無トツシ、カノ國ヘモモト他國ヨリ來リシ成ベシサテ天地ノ間ハ  
ハ皆神ノ御シワサテ御國ト外國ノ違ヒ無レバ何レノ國ニシ惡キ  
業スルハミナ禍津日神ノ御心ニサテ世ニ疱瘡又疫病或ハ瘡

ヤミナドヲ殊ニ神病ト思フナレト是等ノミナラス餘ノ郡テノ病  
モミナ神ノ御シワサシ其中ニ其煩フ様ノ怪シキト不然トハ神ノ  
御シワサナルノ顯ニミユルト不顯ノ弁メ耳コワアレ何レノ疾モ  
神ノ御シワサニ非ハナシサテ有疫疾ニ或ハ藥ヲ服シ或ハ種々ノ  
業ヲシテ此ヲ治ムルモ又皆神ノ御シワサシ此藥ヲモテ此病ヲ  
モテ此病ヲ癒スベク此ワサヲシテ此煩ヒヲ治ムヘク神ノ定メ  
置玉ヒテ其神ノ御冥ニヨリテ病ハ治マル

○同人問世ニ大黒ヲ大名持神惠比須ヲ交代主神ト云説ハ岳  
加杯ヨリノ一ヤサテ此二神ヲ普子ク家々ニ祭ルハイカナル由ヲ  
答云此二神ヲ大名持交代主神トスルハ近世ノ傳令トミエタリ  
大名持交代主二柱ハ誠ニ家々ニ可祭神ニ坐之然レ氏大黒夷ハ  
此二神ニ有ベカラス大黒ハ佛家ノ大黒天ト尙シキ之夷ハ

西宮ノ神ニテ蛭見之トスルハ五六百年以前ノ辰共ニモミエタレ  
バイカサマニモサルヨシ有<sub>一</sub>ナルベシ但シ此神ヲ每家祠ルベキ由ハ  
無<sub>ニ</sub>覺東サレド天下一同ニ祠ル<sub>一</sub>ニテ其家ニテモ先祖ヨリ祭リ  
來タル神ナルヲ其由ナシトテ此ヲ可<sub>ニ</sub>廢ニ非ス從來ノマニ可<sub>ニ</sub>祭  
也シカ天ノ下ニ普ク祭茹クナリヌルモ神ノ御心ナレバ皆キカタシ

○藤原堅古カキハ 渡辺造酒 在京 問平家物語殿下ノリ合ノ段ニ御車副ハ

因幡ノサイツカヒ鳥羽ノ国久丸ト云ヲノコ云トアルサイツカヒ  
何<sub>一</sub>ソト江戸ヨリ京へ問オコセタリ江戸ニテモ色々考ヘシカ片  
兔角分リ難キ由也答曰サイツカヒハ在<sub>一</sub>番<sub>一</sub>之因幡国ヨリ上京  
在<sub>一</sub>番ノ者ヲ云成ベシ其<sub>一</sub>ハ賊役令等テ知ベシソレニトリテニ様  
ニ聞ユル<sub>一</sub>ニハ宮衛令ナドニ兵衛士ノ本国ヨリ京ニ上ルヲモ上  
番トイヘレハ在京スル<sub>一</sub>ヲモ在<sub>一</sub>番ト可言サテサイバト不言シ

テサイツカヒト云ハ番ヲハツカヒト云割タレマニ云ナルベシ在<sub>一</sub>鎌倉  
在<sub>一</sub>江戸ナド云<sub>一</sub>ニハツカヒハ番長<sub>一</sub>之番長ハ令ニハ左右兵衛  
府官賃ナレ共後ニハ左右近衛府ニ属シテ職原抄ニ近衛舍人  
中撰用之上皇執政若給兵杖大臣及左右大將必召仕之下有テ  
騎馬或ハ步行ニテモ供奉スル者ニ然ルニ今ツカヒノヲサト不  
云シテツカヒト耳云フ又在<sub>一</sub>ト云ヘルハ京ノ人ナレバ番長<sub>一</sub>ト云カ  
常ナレトモ諸国ノ人ノ在京シテ此職ヲ勤ムルハ其国ノ在<sub>一</sub>番  
長<sub>一</sub>ト云ヲ略シテ在<sub>一</sub>番ト云馴ヘル成ベシ在<sub>一</sub>トハ上京シテ其職役ニ  
在<sub>一</sub>ヲ云<sub>一</sub>右ニツノ内時代ノヤウテモテ思フニ後ノ方ナルベシ鳥  
羽ハ姓也

○土万侶問答紀欽明卷十三年敏達卷十四年杯ノ趣ヲ見ルニ  
因ツ神ノ崇ト他国ノ佛ト崇リト各勝劣ナキカ如シサレト竟

六国ツ神ノ御<sup>イフ</sup>被<sup>イフ</sup>威<sup>イフ</sup>ニアヘズシテ佛ハ用ヒラルマシキヲサハラ  
テ佛ノモ尊ノ<sup>ト</sup>成タルハ禍津日神ノ御シワザナル<sup>ト</sup>ハ無論  
モノカラミカハカリ佛ノ崇リ有コソ心得ス答云如御考禍日  
神ノ御心之既ニ禍日神ノ御心トミル上ハ佛ノ崇何ノ疑フニ  
足ラニ允テ佛ノ道ニサマク<sup>ト</sup>冥冥ナルモ皆神ノシワザナレバ疑  
フニ足ラス

○同人問マツ他国ニテハ万ツハ神ノ御シワザナル<sup>ト</sup>ヲ知ラ子ハ  
漢国ニテハ天地阴阳ノ冥ト云天空ニテハ佛ト名ヲツケテ皆其  
モノ、ナス<sup>ト</sup>スナル<sup>ト</sup>段々御説ノ趣<sup>ト</sup>然ルニオシアテニ名号<sup>ト</sup>々  
ル仏像ノ国神ト同シク崇リ有ハイカ<sup>ト</sup>答云オシアテニ名ツケタル  
ニモアレ何ニモアレカニモアレ允テ世ニ左様ノマカクシキ物ノ有ハ  
皆禍日神ノ御心ナレバ是又非可疑サテ佛法始マリテニ

千餘年皇国ニ來テモ千有余年今ニ榮ユルハイカ<sup>ト</sup>云ニ是又  
禍日神ノ御心ナレバ疑フベキ非ズカノ葛<sup>ソズ</sup>花ニ云ヘル如ク千年  
二千年ナドハ久シキヤウナレ<sup>ト</sup>天地ノ無窮ナル間ニ取テハ只<sup>シ</sup>暫  
ノ間ナレバ久シト不可言今以テ佛法榮<sup>サカ</sup>ムナリト云ヘ<sup>ト</sup>ヤ、  
衰<sup>キ</sup>ヘ行<sup>キ</sup>崩<sup>キ</sup>ハ既ニ多シ然レハ是モ後ニハ次第<sup>ト</sup>ニ<sup>ト</sup>七<sup>ト</sup>行<sup>ベシ</sup>  
サテ其後ニモ又イカヤウノマカクシキ法始ラ<sup>ニ</sup>モ難測<sup>タトヒ</sup>  
後ニ又サル<sup>ト</sup>有テモ天照大御神ノ正道ハ盛衰<sup>ト</sup>コソアレ常<sup>ト</sup>  
住<sup>ト</sup>ニ存<sup>シテ</sup>減<sup>ツル</sup>ナシ仰グベシ仰グベシ

○同人問<sup>ト</sup>蘇我大臣奉詔<sup>ト</sup>礼拜石像乞延壽命<sup>ト</sup>有如クニ早ニ  
雨ヲ祈リ又病ヲ祈リ産ヲ祈リ戀テ祈リ又祈願所<sup>ト</sup>杯  
云テ專ラ公ニモ用ヒ玉ヒ大内ニモ僧ヲ請テ祈禱アリ驗者  
ナド祿玉ヘル<sup>ト</sup>珍ラシカラヌ<sup>ト</sup>ニ成リニタリナレト是ハカノ鉗

狂人壁へニ佛道ニ迷ヒタル愚人ノ富士山ノ峯ニテ日ノ出ル  
ヲミレバ三尊ノ弥陀ノ形ニミユルトノ玉ヒシ如ク代々仏法ニ  
欺カレタル禍心ニハ驗シ有ト思ヘド實ニハ驗モ何モ無<sub>レ</sub>カ  
ト思ヘト仏像ノ崇リ有シ如ク驗ヤ有ケン今モ石地藏ニ  
イボノ立願シ太郎坊ヘタムシナマツ杯ノ願立ルモ目ノアタリ  
驗モアル之答云佛法モ何モミナ神ノ御シワサナレバ祈ニ  
冥驗ノアル<sub>レ</sub>是ニ何ウタガム

○同人問サテ驗シ有トシテ心得ズ其故ハ万神ノ御シワサナ  
ル<sub>レ</sub>ヲ知テ其神ニ祈禱ハコソアラメサカシテニ佛鬼神ナドバ  
押アテニ名ヲ設ケタル物ニハイカテカ驗ノ有ベキ且祈ルベキ業  
モサカシテニ定メタル業ニテスル<sub>レ</sub>ヲイカテ神ノ受玉ハシサテコ  
ソ驗シ有<sub>アル</sub>ハ御國ニテノ<sub>一</sub>耳ニハ非ス彼國ニテモカノ富士山

ニテ三尊ヲミル如キ耳ナラシニハナベテ人ノ可信<sub>レ</sub>ト正覺ヘスナレ  
答曰驗シ有ト無トノ<sub>一</sub>ハ上ニ弁スルガ如シサテ漢國ニテモ天竺  
ニテモイツクニテモ善喜ハ善神ノシワサ惡喜ハ惡神ノシワサナレ  
何<sub>レ</sub>ノ國モ同<sub>一</sub>ニ其中ニ皇統ノ動キ玉ハスヲ本トシテ其外ニ  
モ他國ニ勝レル<sub>レ</sub>ノ多ゾ天照大御神ノ御本國ノ微シニシテ  
他ニ異ナル也○サカシテニ作りタル<sub>レ</sub>モ其本ハミナ禍日神ノ御心  
ナレバ同<sub>一</sub>ニ

○同人問切支丹ナト云モノ又執神ヲ使ヒ又今ノ世魔法ト云類ハ  
忽マテ奇妙ノ業ハアレ氏國ノ用ニ立<sub>テ</sub>ナク只人ノ目ヲ迷ハセ怪  
シマスル耳ナレハ八十禍日神ノ類ヒナル<sub>レ</sub>ハ知ラレタリ  
其切支丹ナト  
御國ニ参リテハ  
國ヲ乱ラス物ナガラ其國ニテハイカ有ケン  
其惡キモ其國ノ台ヨリノ習シニテサテ有業カ然ルヲ其禍神モ御國ニテ生レ  
玉フヲ其ヲ使フ法ハ御國ニハ無テ他國ニ在ハ大御神ノ御國ナ



ル故カク拙ク愚キ<sup>ワ</sup>ハ傳ハラテ大御神ノ御国ナラス愚キ国ハ  
カノ禍神ノ取得玉フ国ナルカラサル愚キ業ハ中ニ傳ハリ  
ケシカシ<sup>狐神ニマレ物神ニマレ神ヲ使フ業ハ</sup>故ニ思フニカノ佛ニ祈テ驗シノ  
有モ実ニハ無用イナカラ暫ク目ノ前ニ驗シ有如クミユルハ彼魔  
法ノ忽チニ怪シキ<sup>サカシラニ作りタル業ニハ非シ</sup>ノ有タクヒカ正思ヘトサニハアラシカ答曰切支  
丹ノ国ニテハ其法ヲ以テ其国ヲ治ル<sup>漢國ニテハ漢國ノ道ヲ</sup>  
以テ治ルモ同一ノ神ヲ使ヒテ怪シキ業ヲナス法モイロク品  
ハアハレ厄皆禍日神ノ御シワサトミル片ハ少シモ疑ハナキ左様ノ  
法共ノ多クハ異國ニ傳ハル<sup>ハ如御考ニテモ有ニカソハ委シキ</sup>  
ハ難測トマレカクマレ善惡邪正サマクノ異リ有テ一々其細カナル  
<sup>ノ</sup>ハ人ノ難測<sup>ノ</sup>ナレ厄是ミナ善惡ノ神ノ御シワサトミル上ハ聊カ  
モ疑ハ無<sup>ノ</sup>ナリ

○同人問釈迦ヲモ神トイハハ聖人ヲモ神ト云ヘシ<sup>凡人ニ勝レタルヲ神ト云ヘ</sup>  
モシカラハ古へ後此貴キ賤キ<sup>ト</sup>分メコソアラメ但ニ神ノ始メシ道ニ  
シテヒタフルニ人ノ道<sup>レ</sup>道<sup>レ</sup>厄云難クナム答云漢國ニハ所謂聖  
人モ神<sup>之</sup>然レバ其道モ神ノ始メシ道<sup>之</sup>然ルニ是ヲ人ノ造レル道<sup>ニ</sup>  
ト云<sup>フ</sup>ハ<sup>アラハニ</sup>顯露<sup>カニ</sup>冥<sup>コト</sup>冥<sup>コト</sup>ノ分メヲ知ル片ハ能別ル<sup>ノ</sup>ナリ顯露<sup>カニ</sup>冥<sup>コト</sup>  
冥<sup>コト</sup>ノ<sup>ノ</sup>ハ神代紀ニ見ユサテ其顯露<sup>カニ</sup>冥<sup>コト</sup>ト云ハ今日ノ人冥<sup>カニ</sup>冥<sup>コト</sup>  
ハ漢國ニ聖人ト云神出テ其道ヲ作レルハ人冥<sup>カニ</sup>冥<sup>コト</sup>故ニ人ノ作レル  
道<sup>ニ</sup>ト云<sup>フ</sup>ニ聖人ノ如キ神ナレ厄人<sup>ノ</sup>故ニ其作レルハ人ノ作レル<sup>ニ</sup>  
實ノ道ハ伊邪那岐伊邪那美ノ神ノ始メ玉ヘル道ニシテ皇國ニ  
傳ハレリ此ニ神ノ如キハ同シク神ト云名ハ一ツナレ厄カノ聖人ノ災  
ヒニハ非ス神ト云ハイト廣キ名ニシテ其中ニハ様々ノ有冥<sup>カニ</sup>冥<sup>コト</sup>カ  
ノ聖人ノ如キハ神ト云中ニモ一通リノ正シキ神ニハ非ス人ナル神<sup>ニ</sup>

故ニカノニ神ノ造リ玉フ道ノ姿ヒニハ非サル故ニ人ノ作レルト云ニサ  
テ顯露夏ハ人夏ニテ人ノナス業ナレモ其本ヲ尋ヌレハ皆神  
ノ御心ヨリ出ルナレハ極意ハ顯露夏トテモ皆神ノシワサニサレカノ  
聖人ノ作レル道モ本ヲ云ハ禍神ノ心ヨリ出ルニ然レハ根本ハミナ  
神ノ業ナレモ其中ニ顯露<sup>アラハユ</sup>人ノナスヲ顯露夏ト云ニ目見ハスワ  
サヲ幽夏トハ云ナリ

○同人問空海ヲ世ニ崇トミテ今モ四国ニテハ殊ニ種々奇キ業アリ  
トナシ云是モカノ禍日神ニマシコラレヌル心ナラヒニヤ有ケシ若カツクモ  
実アルナラハ是ハ夕神ノ御シワサトマキラハシ谷云空海ノ如キ者モ  
神ノ怪シキ業アル何ソ疑ハム是又ソノ本ハ禍神ノ御シワサニ空  
海ノ如キ物ノ世ニ出テ怪シキ業ヲナシテ人ノ尊ムモミナ禍神ノシワサ  
ナラスヤ

○同人問

欽明卷  
廿七丁

十四年云々夏五月河内言泉郡弟淳海中有梵

音震響若雷声光彩晃曜如日色云云是日海邊直入海泉見樟  
木海浮玲瓏遂取而献天皇命畫工造佛像二軀云云此樟木モ神  
木ゲニ思ハルヲ佛ニシモ作レルハ梵音ニヨレル成ヘシサレト国神ノ崇リ  
モナケレハサルヘキニシコソ谷云禍神ノ荒ヒ甚シキ片ハ天照大神ノ御  
カニモ及バヌアアリ国神ノ崇リナキ何ソ疑ハシ

○刈谷搏<sup>チヤ</sup>風

称弥三郎  
土佐家中

問日教條ノ内神道ト云ナリ向ヘル一條ニ但

徠カ云分ハ神道ト云ナリハト部家ニ推輿シタルニテ日本紀ヨリ始メ  
六国史及ヒ律令格式等ニモ神道ヲ學ベト云ナケレバ神道ト云道  
ハ無ナレト今按ニ固ヨリ神道ト云格段ニ教ノ昏ハ無レモ凡ソ家  
ヲ興シ一家ヲ立ルモトオコリノ故ニヨラサルナレオシ立テ云ハ或ハ  
国家ニヨリ天下ヲ知ニ皆其由テ起リシ本ナキアタハス其本ヲ

サへ尋子取失ハサル片ハ何忘モ乱レズ生國ナルハ當然ノ理ナル也日本ハ  
モト神明ノ開カセ玉フ御國ニテ其神道ハ万世無窮ノ基ヲ立サセ  
玉フ御夏跡ト由縁トヲ云フ故オノツカラ莫大ノ教ヲモリアル  
昏ヲ味ヒテ可知クニ二尊三綱ヲ正シ玉フヨリ全体ニ尊日神等  
八神功ノ天地ニ滿ミチウケルアル杯ヲハ徂来ハ知ラサリレニヤサラバ其神  
道ト云神字ヲ下スハ儒道佛道杯ト云有テ後ニソレニ對シテ云神  
字ニ其下スニ神字ヲハ何故ニ云ゾト云ハ先ヅ理ヲモテ一通リニ  
イハ先ッ小治田朝聘隋天子昏云日出處天皇云唐書云自以  
其國進日所出故日本爲号漢昏郊祀志曰東北神明之舍  
云々張晏注神明日也日出東北舍ト右ノ諸説ヲ合セテ日本ノ  
道ヲ神道ト云ヘキ理闡ユサテ孝能紀惟神者謂隨神道亦  
自有神道也桓武紀神道難証凡アリ又曰神ノ道ニテモアレハ

日本道ハ何レノ筋ヨリ云テモ神道ト云ヘキ一然ルヲ若人アリテ  
道ハ天道ナレハ日本ノ道西土ノ道ト云ニ道ハ無モノト思フヘケレ  
ドサニアラス凡ソ人ヲ治ル彼道ト云モノハ何処ニテモ天ニ法トリ  
立ルナレハイツクニ行マテモ  
彼道ナルキ道ニ皆同シキハズナルヲ日本ハ日本ノ道西土ハ  
西土ノ道天竺ハ天竺ノ道莫斯哥末亞ハ莫斯哥末亞ノ道ニナ  
其水土ナリニ立モノナレバ大モトハ何クハ持ユキテモ通ラサル道ニテ  
ナク大様同シケレバ其本ノマハナカハサル 脱語歟  
ナリテ叶ハサル仔細ハ譬ハ人面ハ目鼻口ノツキ様モ何モ異ナレ  
ナク同シ模様ナル然レハ少シモ異ナラサルヨト云ヘハ何百万人ナラ  
ヘテモ同シ顔ハナキガ如シ因テ其國ニ居テハ其國ノ道ヲ行フハ譬  
ハハ畑物ノミ出來ル國ニテハソレヲ神ニモ奉リソレニテ体ヲ養ヒ  
米ノ出來ル國ニテハ米ヲ食フガ如シサテ其各國ノ道各ニテ天ニ

法トリ立タル物ニテ本ハ皆神道ナラサルハナシ儒道トイハ凡上古ノ  
ハ神道之況ヤ日本神聖ノ閑カセ玉フ御国ニテ其道ナレハ道ヲ神  
道ト可云フ勿論之一日モ非神道ニバ立ベキ理ナシ高見ハ如何  
答云マツ後世ニ神道ト云テ其者流ノ所説ハ皆儒ト佛トヨリ  
テ造リタル物ニテタ、固常立尊ノ高天原ソナト云名目ノカハリ  
タルハカリニテ其所説ノ趣ハ儒佛ノ意ニ異ナルヲナク別ニ其道ト  
テ立タル趣ハナケレハ获生ナトガ神道ト云道ハ無一ト云ルハ至極  
當レ一ニ是神道者流愚ニシテ神道ノ旨ヲ知ラス只儒佛ノ説ニ  
取スカリテ説故ニ如此儒者ニ被難ニサテ又获生太宰ナトハ如此  
後世ノ神道者流ノ説ヲ弁シタルハヨク當リタレバ神道者  
ノ所言ノ外ニ真ノ神道アリテイト明ラカナルヲハ未タ知ル  
不能モノ也且彼等ガ徒ハヒタスラ漢国ヲ耳尊ク何莫モ勝レタル

如クニ云テ皇国ヲハ殊更ニツトメテ賤シメオトシテ強テ夷ニスルヲ卑見  
ノ如ク思ヘリサヨウニ漢国ヨリ外ニヨキ国ハ無キト心得テ他ヲ不  
知ハ却テ見識モ狭少卑劣ナルト彼等モ章ニ皇国ニ生レテ神典  
ヲモ伺ヒナガラバ己ガ国ノ万国ニ勝レタ尊キヲハ考ヘ知ル不能又  
此神道ノ外国ノ道ニ勝リテ真ノ正大ノ道ナルヲモ考ヘ知ル  
不能アマツサヘ是ヲオトシメ議ルハイカナル心ツヤサテ又神道ニ教ノ  
昏ナキハコレ真ノ道タル證ニ允テ人ヲ教テオモカスレバ本正キ常  
ノ道ニハ非ス然ルニ其教ノ無ヲモテ其道ナシト思フハ外国ノ小キ道  
々ニ耳ナラヒテ真ノ道ヲ知ラサル故ノ僻一ニ教ノナキニ尊ケレ  
教ヲ旨トスルハ人作ノ小道ニツノ由ハ別ニ委シク云ヘケレハ爰ニ不云  
サテ又日本ハモト神明ノ閑カセ玉フ御国ニテ云トアル是ニハ大心得  
アルト是足下ニハイカニ心得テカクノ玉フニカ其心ハ知ラ子凡此心得一度

違フ片ハ大道ノ本ヲ失フコトイテソノ趣ヲイ公先ツ天地ハ一枚ナク  
皇國モ漢國モ天竺モ其餘ノ國々モ皆同一天地ノ内ニシテ皇國ノ天  
地漢國ノ天地天竺ノ天地ト別ニツ有者ニ非ス然レハ其天地ノ始  
リハ万国ノ天地ノ始アリ然レハ古史記日本記ニ被記タル天地ノ始  
マリノサマハ万国ノ天地ノ始リノサマニ非スヤ然レハ其中ニ成出玉ヘル  
天之御中主神以下ノ神等カミタマ是乃万国ノ天地ノ始リノ神等ニシテ日  
神ハ是乃万国ヲ照シ玉フ日神ニ非ヤ然ルニ若此神達ヲタ、日本ノミ  
ノ神トスル片ハ天地ノ始リモ又日本ノミノ天地ノ始リ日神モ日本  
ノミノ日神ニシテ異國ノ天地日月ハ別ナルガ如シ然レハ天地モ日  
月モ異國トテ別ニナラネバ必ズ當然理ハナキコト然ルニ天地ノ始  
マリヲ説ク漢國ハ漢國ノ説アリ天竺ハ天竺ノ説アリテ各國  
ソノ説同ジカラズ今何レカ正トシテ是ヲ信セシモ漢國ノ説ヲ是

トセバ其餘ノ國々ノ説ハ皆非ナレバ不可信モシ又天竺ノ説ヲ是トセバ  
又其餘ノ國々ノ説ハミナ非ナレハ不可信天竺ハ只一ツニシテ其始リモ  
只一ツニテニツトハ無クナレバ其説モ又正真ナルハ必一ツニ決セルコト然  
ルニ今ソコノ日本ハ神明ノ閑カセ玉ヘル御國ニトノ玉フハ皇國ノ古  
典ニ拠テノコトナレバ定メテ皇國ノ古典ヲ信シ玉フ成ヘシモ皇國ノ  
古典ヲ信ストナラハ天地開闢ノ説モ定メテ皇國ノ古典ヲ信シ玉フ  
ナルヘシ然ラハコレ天之御中ミナ立神以下ノ神達ハ万国同一ノ閑闢ノ  
神道日神ハ万国ヲ照シ玉フ日神ナルベキニ日本ニ限りテ神明ノ  
閑カセ玉フ御國ニトハイカニツヤ足下ノ心ヲ推分ルニ日本ノ人ハ日  
本ノ傳説ヲ信シ用フベキニ他國ノ人ハ又各其國ノ傳説ヲ信シ用  
フヘキト思ヒ玉フナルベケレトモ左様ニテハ信用スルト云ルコト虚ニ  
シテ實ニアラスイカニト云モ天地ノ始リニツハ無レハ其説モ真實

ナルハ必只一ツナラテハ無一ナルニ各國ソノ傳説ヲ信シヨト云ハ真偽  
ヲモ不問シテタ、巴カ國ノ傳説ト云ハカリヲ用ルナレハ是虛ニ非ス  
シテ何ソモシ實ニ皇國ノ説ヲ信用ストナラバ他國ノ説ハ論モ  
ナリ皆非ナレバ少シモ此ニ心ヲ掛ベキニ非ス万国悉ク皇國ノ説ヲ  
信用スヘキ者トコソ可言一ナレ此処ノ御心得ハイカニ有ニカ兼  
玉ハラマホシ若又万国凡ニ皇國ノ古典ニ傳ヘタル処ノ神達ノ閑カ  
セ玉フノ國ナガラ其中ニモ日本ハ殊ニ天照大御神ノ御本國ソノ  
皇統ノ御國ナレバ殊ニ神ノ閑カセ玉フノ國ト云心ナラバ右ニ弁ス  
ル処ノ意ニ背カザルベシ此処イカニ心得玉フニカサテ又神道ト云  
フ神字ハ儒道佛道ナト有テ後ニソレニ對シテ云トノ論ハ宜ク  
只道ト云名スラ後ノ一ナレバ况ヤ神道ト云名ハサラシ又何レノ  
筋ヨリ云テモ神道ト可言一ト有モ宜シ但シ漢唐唐唐等ヲ

引玉フハイカニ此等ハ日本ト云國号ノ論ニハ引テ宜シケレ凡神道ト云  
名ノ論ニハ不當一ニモシ理ヲモテ云ハントナラハ皇國ノ古典ニ其理ハ  
厭マテ見エタルヲサシ置テ外國ノ各ヲ借テ其理ヲ可云一ニ非ス  
ソモく此道ヲ神道ト云テ當レル一ハマツ外國ノ道ハ何レモ皆  
神代傳記ヲ失ヒテ真ノ道ヲ不知カラ各カシコキ人凡ノ私ニ造リ  
立タル道ナルニ皇國ニ傳ハレル道ハ正シク神代ノ傳來ニシテ其本高  
御産巢日神神産巢日神ノ産<sup>ムスビ</sup>冥ニ曰テ伊邪那岐伊邪那美ニ  
柱ノ神ノ始メ玉ヒ天照大御神ノ受行ヒ傳ヘ玉ヘル道ナレハ神道ト  
可云一論ナシ又皇國ヲハ他國ヨリ神國ト称セシハソノ神國ニ傳ハ  
レル道ト云心ニ取一モ違ハズ何レノ筋ヨリ云テモ叶ヘリトソコノ玉  
フヲ宜シト云ハコ、ニサテ又ソコノ言ニ凡人ヲ治ル道ト云モノハ何クニ  
テモ天ニ法ツテ立ル一ナレハト有ハ甚シキ漢意ニテ大ニ違ヘリ漢國

ナトノ道コソ真道傳ハラサル故ニ天ニ則ルト云ナシテ人ノ造リ立タル  
道ナレ其外ハ佛道ナトモ天ニ則リタル道ニアラス况ヤ神道ハ右  
ニ云如ク産稟日神ノ産冥ニ因テ神ノ立玉ヘル道ナルヲイカテカ天  
ニ則ルト云シ九テ天理天道天命ナト云ヲ可畏ク尊キ物ニ云ハ神アルヲ  
不知シテ何意ヲモ天ノ所爲ト云ナセル漢人ノ造リ言ナルヲソコニモ  
犹悟ラズシテ道ヲ天ニ則ル杯ノ玉フハ是未タ漢意ノ去ラサル処ニ  
サテ又各ノ國ノ道ヤシツハ異ニシテ同シカラス是人面ノ千万人同シ  
キハ無ガ如シ下ノ論ハ一口多クハ聞ヘタレ氏犹精シカラスイカニモ各國ノ  
道ハ此壁ヘノ如ク人面ノ独リ々異ナル何レモ各其人ノ面ナルカ如ク  
カレ氏其中ニハ美醜ノ次第ナキ一不能ガ如ク各國ノ道モ勝劣真  
偽ノ異アルナルヲソコノ命ノ如クニテハ其真偽ヲモ勝劣ヲモ擇ハ  
ス只己ガ國ノ道ノ用ヒ居テトヤ是タトヘハ己ガ面ハ美カ醜カシラス

鏡ヲモミス安ニ已レ美顔ト思ヒ居ルガ如シ已レ美顔ト思フトハ己ガ  
國ノ道ヲ用ルタトヘ己ガ國ノ勝レタリト思フトノタトヘハ非スサテ  
各其國ノ道ノ可用トノ玉フハ是尚漢意去ラスシテ彼漢國ノ道ヲ  
モ全ク不能棄又神道ヲ實ニ信スル一不能ヨリ出タル命ノイカニト  
云ニ天地ハ一枚ニシテ道モ誠ノ道ハ天地ノ間ニ只一筋ナラテハナキ一  
ニテ其余ノ道ハミナ正道ニ非ス其正道ノトラヘテ是ヲ正道ト知ル  
上ハ其余ノ道ニハ聊カモ心ヲ残スベキニ非ルニ犹他國ノ道ニ心ノ  
引ル、故ニ是ヲ清ク棄ル一不能ソノ他國ノ道ノ意ニモ皆カヌ様ニト  
思ヒ玉フカラ各其國ノ道ヲ可用ト云テマギラカシ置ルヤウニ聞ユ  
レバ上ニモ云ル如ク左様ニテハ皇國ノ道ヲ用フルモ只虚ニシテ實ニ  
非ス是ハ足下ノ<sup>ソコ</sup>ニモ非ス世々ノ物知人達モ皆同シ一ニテ犹漢ノ  
道ニ<sup>感</sup>感ヘルカラ是ヲ非トシテ清ク捨ル一不能ソノ漢國ノ道ノ意

ニモ差ハヌ様ニ説ニト思フカラ神典ヲ私ニサマクトアラヌサマニ説曲ケ  
天地ノ始マリノ神道ヲモ日本ハカリノ神ノ如ク説テ自カラ  
道ヲ小サク早シクナスハイカナル心ゾヤ故ニ吾常ニ云ク神道者ノ天地  
日月ニシテ他國ノ天地日月トハ別ニト云ヲ笑フ一ニ吾又云ク神道者  
ハ他國ノ説ニ因テ吾古典ヲ取捌クニ吾ハ吾カ古典ハニ扱テ他國ノ説  
ヲ取サバクナリ

右借守本氏本文次ハ辛酉正月廿日於宇土郡網田邑寫之  
本書誤字不少間有脱字  
中村直道

薰菫録卷之九終

薰菫録卷之十

中村直道輯寫

野宮前黃門定基卿答新井勘解由君義問書

新井勘解由問

郡郷

倭名類聚鈔第五ニ五畿七道ノ國名ノ下ニ郡名ヲ任シ弟  
六七八ニ國郡ノ下多ク地名ヲ任シ候此地名ハ郷名ノ由申候  
如何

庄園

庄下申モノ古ニ八關ヘス候力中比ヨリ相聞テ庄官庄司ナト申  
モノモ出頭ヲ置ナト申事相聞候東鑑ノ中是カシコ庄名モ  
多ク相見ヘ候當時モ諸國ニ庄下申モノ散在候得共郡ニモ  
アラヌ郷ニモアラヌ其地曳モ今ハタシカナラス候カ昔庄園ト



申モノ出来候事起リ如何

御厨

當時モ諸国ニ御厨ト申地名散在候是ハ神戸ナト申セシモ  
ノ、コトク伊勢賀茂等ノ神領タリシ様ニ俗ニハ申ナラハシ  
候如何

杜

俗ニハ森ノ字ト義ヲ同シテ閑候ガ萬葉集ニ社神社等ノ字ヲ  
モリト訓シ見ヘ申候日本書記等ノ中社ノ字誤寫シテ杜ノ字  
ニナリタルモ見ヘ候然レハ杜ノ字ヲモリト訓シ候事ハ杜ノ字  
ノ偽ヲ兼候様ニ相見ヘ候カ如何可有之歟又社ノ字ニモリ  
ト可訓義モ候歟

勲位

今式等ニ見ヘ候事ハ勿論ニ候カ其後ハ此事不聞當時モ神  
社ナトニハ猶其間ヘ候是ハ古ノ時賜リシ名殘候歟此事ノ傳リ  
シ時兼リ度候

从

上野上總常陸等从ヲハカミト可称ナト申候カ其通可然候歟

別當

勾當

此ニツハ如何口カテ可心得候歟

閑園

寄人

昔ノ記録取又ハ文殿ナトニモ此取有之歟如何様ノ事ヲ  
知事ニ候歟

公文

院掌

昔ハ院司廳官ノ下ニコレヲノ人アリシト見候カ様ノ事ニ

随候歟

御廐別當 預 案主 舍人 居飼

御隨身所別當 内舍人 番長 近衛

コレヲノ次第委細ニ被イ下度候

史部 使部 門部 伴部

コレヲノ名目如何候歟又イカナル者ニ候歟

帳内資人 健兒 火長 雜色 放免

架木 人長 陪從 相撲最手 助手

掖手

此等モ同ク委細ニ被イ下度候

舍人

射禮等ノ時有之モノカ名目如何又イカナル人ニ候歟

押領使

イカナル事ヲシル者ニ候歟

青士 青女

此等イカナル儀ニテ音ノ字ヲ称候歟

文官 武官

名目イカ、可有之歟

麻呂 萬呂

古人ノ名ニ麻呂ト云コトハヲ加ヘ称シタル多ク見ヘ候歟又  
麻呂ノ字ヲ結ヒテ一字ニナシ丸ノ字ヲ用タルモ見申候  
令ナトニ見候処ハ某ナト申字ノ如クニ用ラレテ其名ヲ  
サシ云ヘキトキハ萬呂宿祢万呂ナトモシル候又人ノ名ニ  
称スルノミニモアラス物ノ名ニモ加称シ見ヘ候カ此コトハイ

カナル儀ト心得可申歟

字

学ニ入テツクナト申事候乳サテハ学生ニシテ限候一カ讚  
ナトニ見ヘ候取ハ藤野ノ源<sup>桂</sup>播官高文ナト見候ヘハ其  
氏トアワセ称シタル様ニ候学生ノ字ツクヘキ一正シキモノニ  
出取候々如何

姓氏

氏トハ藤原清原等ノ如キ姓トハ朝臣真人等ノコトキト見ヘ  
候カシカラハ姓ノ字カハ子トモ訓ニテ氏骨尸ナト見ヘ候  
事其儀相同ク候乳古ノ時姓ヲ賜候ハ氏ニヨリテ其種姓  
ノ尊卑ヲワカタルヘキタメノ様ニ見候如何候歟

野宮前黄門定基卿答

郡郷

如被示候和名鈔第五国名下ニ註候郡名ニ候第六以下郡名  
ノ下ニ注候ハ郷名ニ候大和国添上郡ノ下ニ載ル春日ハ伊勢物  
語ニカスカノ里ニシルヨシ、テカリニイニケリト候カスカノ里ニ  
假名ニテアラハシ候ニテ郷名ノヨシ分明候乳

庄園

是ハ今ノ知行取ト申候ソノオコリニ候庄ハ俗字ニ候荘字  
ニ候韻會ニ田舎也ト候正字通ニ唐崔郡知貢举歸妻衆  
内勸令置田群曰我莊三十畝ト候園ハ説文ニ取以樹果也  
今按莊園ト申ハソノハシメハ入ノ讓モ候私ニ買得候地  
モ候以不封地賜田ニ称莊園候サルニヨリテ新立庄園ナ

申候末ノ世ニ給候事得共先王ノ法ニアラス 在富按定基卿

先王トカ、ル、無其謂我朝自古 兼一ニ候莊園ト申候此起ヲ申 昔ノミカトヲサシ

天皇王ト称セラル、一未聞 候一永々鋪候得共アラク、申候我邦上古玉制李唐均

田祖庸調之法ニ候以戸計口以口班田候戸トハ一軒ノ家

ニテ候一軒ニ主人以下子弟奴婢十人候ハ一戸十口ト立

テ申候一口ニ付田ヲ給リ候男ハ田ニ段女ハ減三分之一候

一段ノ田ニ稻五十束ヲ得申候束ニ春テ得五昇之由令義

解ニ見ヘ申候サレハ尊大政大臣早奴婢マテモオシナヘテ

口分田ヲ受申候口分ノ祖一段ニ束ニ把テ出申候テ男九

十五束余ヲ一人ヲ養給リ候コレニヨリ上下貧富存シク候

其中ニ尊ハ用途ヒロク候故ニ位田封戸等ノ品ヲ立候テ

不足ナキ様ニ設ヲカレ候大法ニ候其位田職田等モ封戸

トテモ皆一段ニ束ニ把ヲ出申候位田トハ五位以上依位階田

ヲ賜リ候令ニ正一位八十町ト候此類ニ候職田ハ大納言以上

職重ク候故別ニ又田ヲ賜リ候令ニ職分田大政大臣四十

町ト候類ニ候封戸ト申ハ大政大臣封戸千五百戸ト申候

類ニ候前ニ申候戸五百軒ヲ給リ候封国ノ字意ニ候如此

候上ハ節儉ニテ用足リ下ハ豊饒ニシテシカモ暴富驕奢

ナク因治リ俗モウルハシク候此外ニ賜田ト申物候コレ令

口凡別敕賜人田者名賜田ト候此田ハ后妃湯沐之料功

臣報勞田候令取謂大功世ニ不絶上功傳三世ト候皆

皆其限リ候テ彼位職ノ田モ其身薨卒候得ハ返還申

候テ収公候口分田モ死没ニテ収公候又アトクヨリ出生出

身ニテ班給候仍班田之法六年一班ト令ニ見ヘ申候又輸地

子田者候然ニコレハ公杉雜用ノ田外ヲホクアマリタル田候  
是ヲ民ニ受候テ耕作テ奉其祖此法ハ每國本ノマ、口  
於<sup>レ</sup>荒不同候此延喜ノ定ニ候此田モ六年一度返進候カ  
ヤウニ候ヘハ實六十余刈雖ヲ立ル程モ無主ノ田ハ無之候  
得共凡王制ハ殊外上苔ハ候カ政ニ候故自政ニヤフ班田  
法モ息タリカケニナリ彼后妃湯沐ノ料外家ニ譲リ給リ切  
田ハ子孫寺ニ施入候惠義押勝以大職冠之功田山階寺維  
六會之料ニ施入候事見因史候彼后妃沐浴之外家ニ受  
申候テハ湯沐ノ料トハ称シカダク切田モ施入ノ後ハ寺ニテ切  
田トハ申サレヌ候故彼畠屋鋪ト申様ノ意ニテコレヲ莊園ト  
名付申候此類後々ヒロクナリ候テ剽莊園オホク持候テハ  
富有ニ候ヘハ近隣ノ莊園ヲ買得候彼是兼存シク候故富有

益留貪ハ益貪ニテ豪民恣ニ買得候テ豪民國々ニ出來候  
末世事候ヘ共伊藤祐新<sup>記</sup>ウツミ河津ノ莊ヲモ子候モ是ニテ  
候一端ノ例ニ申候カヤウニ候ヘハ下民奢申候故後朱雀院  
寛徳年中ニ新立莊園停廢之宣下ニテ無之故被奪富民  
之田候後三條院正久初ノ政ニ被置記録取候モ此停廢ノ  
事第一義ニ候其後代々ノ聖主モ第一ニ此事ノミ候ヘ其跡  
ヨリ止ミ不申候ヘハ下官先祖ノ事ヲソシリ申ニ似候ヘ  
氏下官先祖ノミニモ候ハス多ノ人ノ事ニ候往昔執政大臣モト  
カク田地ヲ貪リ候故口ニハ被停廢ノ事ヲ申候ヘ凡忽ニ  
失損有事ニ候ヘハナニカニコトツケテ此莊園ヲハナテ申サヌ  
ノミナラス尚新立ヲ止申候延久ヨリ長兼マテ六十年計  
ニ候ニ知足院関白山道庄ニ可構立事法性寺関白被談宗

忠事見中右記候コレヨリ甚キハ後々ノ人主停廢ノ事被  
宣下ナカラ御讓位ノ後ハ院御領ト被稱候テ定レル御封ノ  
外ニ田園ヲ被貯候刺崩御ノ後遺命ヲ以テ男女ノ親王ニ  
口カテ給フ或ハ得罷女房常ニ有奸臣等ニ分下サレ候是ヲ院ノ  
御所分ト申候カヤウニ候ハハ莊園常ニテテ諍論出来ノ事モ  
四記ニ見ヘ申候元久ノ比京極黃門定家卿取領ノ江州吉富庄  
爲可三位局被掠度々及訖詔賜院御敕書事見明月記候  
カク風俗ニナリ候ハ私領ト申一弥盛ニナリ申候義家朝臣  
擊武衛家衡三ヶ年戦被得勝利候勢ニ乘テ東国ノ豪民ヲ  
招麾下被建御家人惟義朝平治逆乱モコレヨリヒキタル  
ト存候頼朝卿流人ニテ兵ヲ被勉候モ時政ノ類三浦一黨  
彼豪民御家人ニテコレヲタスケラレ申候カレハ寛徳延久ノ政

勢莊園停廢事マコトニ後代ノ弊ヲ思ヒハカル所トヲク深ク  
候ケルト恐ナカラ存事候此故ニ<sup>庄</sup>宿園ハ私領ニテ候エハ郡ニ非ス  
郷ニモ非ス一向買得候得ハ境塙ノ定モ無之モノニ候或ハ莊園  
主人モナクナリ子孫断絶候ハツフレ申又ハ往昔雷テ貯置  
候モ貧ニナリオト口ヘ申候ハ又人ニ賣與ヘ申候ハ昔邊モ  
定レル莊ト申モノハ無之候今諸國ニ莊ト申取々ニ昔ノ名殘  
リテ何トナク在名ニナリタルモノニ候サテ莊園ハ私領ニテ候  
ハハ其領内ニテハ国法ニモカハラス自由ヲ勤申候是ヲ戒ル  
ヲ名ニカラレテ頼朝卿被置地頭遂ニ六十余州ヲ被入手候彼  
莊園ノウチノ土モ土産皆其領主ニ受納候其奉行人ヲ庄司  
莊官別當ナト申テ私ニ召置候モノニ候此趣法雜集ノ旨ヲ  
以見候ハ僅ニカヤウニ見ヘ申事ニ候

御厨

庖厨ノ意ニ候御贄ヲ奉ル所候伊勢大神宮我宗廟各別ノ御事候故昔ハ六十余別ニ一所宛神宮御厨トテ被置之候賀茂モ御厨ヲ置レ候テ所々ニ在之候ハ氏如神宮六十余国ニ置レ候ニ無之候是宗廟社稷ノ差別タルヘク存候御厨モ神領ニテハ候ハ氏神戸ト申トキハ祖祝ノ分ニテ候御厨ハ御贄ノ分ニテ不限神社諸司厨町ト申事拾分抄ニ取見候是モ其司々ノ官人ノ酒食ヲ設ル取也

杜

杜字如被示候森字ノ意ニ用申候万葉集ニ社ノ字ヲ森ト用候ハ左様ニ讀來候但万葉集ハ上古ノ物候故其訓絶断候テ無知人様候名至天曆源順押テ如訓候尔來右点新点様々ニ候得共畢竟ハ先無理讀候因茲彼集ハ證據ニ成候事モ候又疑シキ一モ候社字ノ訓ニ用候ハ誤ニテモ可有存候但古今集ニ

杜ニシテトモノミヤノ人ト云フ

社字ヲ杜ト訓候事モヤ臆説ナカラ申候是非如何候ハシ大畧社ハ木ノシケキ所ニ候ハ森トモ可申ヤ韻會周禮ヲ引テ二十五家為社各樹基取宜之木ナト候ハ社ノ字ヲモリ氏訓候ハサモアルヘクヤト存候社ノ字ヲ森ノ字意モ訓候ハ字書ノ説無證據候万葉ノ社ノ字ヲ誤テ杜ノ字ニ古來用候誤モシルヘカラス候又別ニ子細候也

勲位

是ハ軍功ヲ以テ被殺候位ニ候畢竟申セハ武位ニテ候自一位至初位文位ト申候上古ハ以軍功得此位候右大臣吉備真

吉備天平宝字八年誅惠美押勝賜勲二等此類ニ候神社ニ勲  
位候ハ初軍即賽ノ時勲位ヲ奉ラル、ニテ候此勲位絶申候  
時代ト申事無之候仁和ヨリ寛平延喜延長ノ間大平日久  
シキ至兼平將門官<sup>久</sup>逆ノ時藤原忠文賜節鉞候得共不聽  
其戰自中途帰洛候テ無其賞候天怒<sup>依御諦</sup>純友陷西府候  
得共海賊ノ義ニ候ハ小野好古モ大功ナカラ勲位ノ沙汰マテハ  
不及類ト存候其後頼義義家朝臣等擊負任武衛被出救  
命タルニテハ候ハ氏實ハ敕私讐候ハ是モ勲位マテハ及マシク  
候義戦ナラテハ勲位ノ事ニハ及マシク候故イツトナク<sup>イ</sup>飽申候ト  
存候

上野 上總 常陸

此国々ノムヲ守ト申事無之候此三ヶ国親儀親王<sup>レ</sup>王任<sup>レ</sup>国候  
仍テ大守ト大ノ字ヲ加申候親王ノ儀ハ遥授ニ候故ハ掌史  
務候サルニヨリ彼国々ノムハ守トモ可申由其説モ候トモ本  
儀ニハ不叶候但源氏物語東屋卷ニ常陸ムヲ守ト申一アリ  
是ハ宿木ノ卷ニ常陸ノ前司ト出候故不圖守ト申候カト存  
候是ヲ以テ押テムヲ守ト申ヘシ事無其謂事ト存候也

別當 勾當

別當勾當同様ナレ事ニ候假令賀茂春日ニテハ神主ト申候御靈  
今宮ニテハ別當ト申候此類ニ候乍次申候少シムツカシ別當  
有之候奇藤別當實盛ニ候此別當ヲ每人不審申事ニ候是  
ハ殊ニ秘説有之下方官常々申事ニ候彼實盛ハ魚名公ノ子孫  
ニテ候彼孫ニハ奇藤安藤伊藤後藤近藤ト申四十八藤アル  
ヨシ申候然ニ實盛ハ小松内府ノ家人ニ成申候テ彼内府ノ



庄園武藏長井ノ庄ノ別當ニ成タルニ候是ヲ本儀ニ申候ハ  
長井莊別當藤原實盛候職ニ氏ヲ添テ申候故存藤別當  
ナト申候彼實盛ノ訊ニ實盛モトハ越前ノ者ニテ候ヒシヲ近  
年御領ニ付ラレテ武藏ノ長井ニ居住仕テ候ト有之能分明ニ  
聞ヘ申候一突トク

閑園 カイコウ 寄人 ヨシヒト

如被示候記録所紀歌所文殿ニ有之候閑園ハ別當ニ候寄人  
ハ加勢ノ意ニ候

公文 院掌

公文ト申事近比六ヶ敷名目ニ候子細アルトニ候ナリ深クハ  
知不申候是按ニフルキ名目ニ候ヘイナト申ナラハニタ  
トト存候公文ト申候テ國解ニ察一使讀文等ヲ公文ト

申候國解トハ諸國守注國務之事候文ニテ候ニ察一使讀文  
トハ諸守ノ奉ル所ノ年貢文ヲ主斗主稅勤ケ由使勤定之介  
其功過候文ニテ候ニ察ハ主斗主稅也一使ハ勤ケ由使ニ候ヲ  
ホヤケフミニ候是ニナラヒ候テヤラニ院ノ御封ナトノ年貢文  
ヲモ公文ト申ナラハシ候カト存候彼人ヲ院ノ公文ト申ハ其  
年貢文ヲ掌ルモノヲモ申ニモ候ハントカク年貢ノ文ヲ古人モ  
不論公私公文ト覺タル者カト存候執政家ニモ公文ヲ設候  
モ彼莊園等ノ年貢サハツ所ニ候ハシ所アマワレルト旧記ニ多ク  
候サキヲ追候声ヲ警蹕ト宇治左府記ニモシルサレ候アル  
マシキトニ候月輪記ニモミツカラノ女子ヲ姫君ト注シ賀茂  
諸ノ前駈ヲハ前上官ナト被記候事不心得事ニ候此旨下ヨ  
リ申トイヒクセニナリケ様ニ候ト存候院公文モ此類ト存

候院掌八院中ノ雜事ヲ掌ル意ト存候公文院掌ノ類甚下  
司ニ候故何事ヲ司候ト申夏下官所持記公卿記等ニ委八見  
不申候故無覺語候

厩別當 預 舍人

院御厩別當五百年斗以前西園寺菊亭正親町三条ノ家ニ  
補來候関白家モ有之候是ハ諸大夫等補申候厩ノ事ヲ掌  
カシラ分ニ候歟シカレ其例不覺候預モ此下ニテ同厩ノ事ヲ  
司リ申候舍人ハ厩ノ舍人ト申時ハ馬ノ事ヲツカサトリ申候此  
名目ハヲナシテ又役儀違ヒ申候事有之候厩役人ニハカキ  
ラサル名目カト存候

案主

厩案主拾芥抄所見之外他記ニテハ未覺語候古弁官吏生補

政所案主事文治二年二月十九日王海ニ見ハ候是ハ家司ノ中ノ一役  
人ニ候也

居飼

是ハ今申候馬所候也

御隨身所別當

此名目モ拾芥抄ニ見ハ申候是モ未他記ニテハ不覺語候隨身ト  
申候ハ聊存候凡上古王制禁兵ト申テ私携兵具事被禁制  
候此故ハソノカキ天下太平ニ候ニ時道ニ不拾遺卷ニ無許盜候  
ハハ兵器ヲ携候用心ニハ不及事ニ候時兵器ヲ携ル者ハ似狹  
又傷殺害ノ意候故王法ノ深處誠ニ候應仁乱後人凶惡ヲタミ  
候故人々用心ニテ帶之候是ナラハシトナリ候テ今日太平百年ニ  
才ナカ我邦ノイニシハモ珍敷年平ニ候ハ如下官何ノ意趣意

眼ヲモ持候ハヌ身ノ刀取指ヲサシ候サテノ腰ヲモク無用ノ  
儀ニ存候トモナラハシト成申候ハハマロコシテ立出候ハ八邊テ  
事ヲカシキヤフニ候故帯之申候上古ハ右可申禁制ニ故六府  
六府ハ近衛兵衛  
前門左右ニテ六府ノ外内舍人ナラテハ帯劔成不申候兵部省  
兵庫寮等ハ同帯申候是皆宮城警衛ノタメニテ私ノタメニ用  
不申候但中納言以上其職ヲモク候故儀衛帶劔ヲ被聽候漢  
蕭何劔履ニテ殿ニ上リ候類ニ候是ヲ教授帶劔ト申テ別蒙  
宣下事ニ候此外中務省ハ八省ノ長ニ候故被聽帶劔候大臣  
以上ハ其人ヲ被重候故爲其警衛近衛府官人ヲサシ口力  
チテ被下候コレヲ隨身兵杖ノ宣下ト申其被下候人数多ク  
一ニテ候大臣左右番長頭各一人左右近衛各三人合八人ニ候  
関白ハ右ノ負數ノ外ニ左右府生各一人加ラレ候テ十人ヲ

召具候蒙此宣下之後其大臣ハ出行ノ時如右負數近衛府生  
召具候近衛府ノ兵士ヲ身ニ隨フル心ニテ隨身ト申候サレ官  
人トモ私弟ニ居申候所ヲ設置候ヲ隨身所ト申候テ設置  
候一ニ候月輪禪閣九条ニテ中門近被設置隨身所候 太上天皇  
モ御讓位ノ後新帝ヨリ被官人ヲ參セラレ候是ヲ院  
御隨身ト申候也

### 内舍人

是ハ中務省ノ官人ニ候先ニモ申候コトノ中務ハ八省長官ニテ  
候故禁中宿衛ノ爲ニ九十人ノ兵士ヲ被置候是ヲ内舍人ト  
申候内舍人隨身ヲ給ハルト申事候是ハ関白ニ限リ申事ニ  
候前ニ如申関白モ近衛官人ヲ給ハルハ常ノ事ニ候其人ニヨ  
リテ内舍人ヲ給テ具ニ隨身ノ事ニ候御堂知足院法性寺

賜之候其外モ可有候ハ氏暗ニ覺ヘ不申候

番長

是ハ任大將候故近衛府官人ハ下司ニ候故隨身ニ具申候其  
下司ノ番長ト申者ニ定申候是ハ隨身ノ中ヲ心安キモノニ  
ナシ候意ニテモ可有候凡大將私弟ニテ補申候此隨身職ニ  
ツキテ召具候隨身兵杖宣下トハ各別也

近衛

是ハ近衛府官人ノ名目ニ候凡左右近衛府官人ト申候大將  
ヲ長官トス中少將ヲ次官トス將監將曹ヲ判官トス府生  
ヲ主典トス是ヲ四等ノ官トス近衛ニカキラス諸司ハ省諸國  
ニモ此四等ノ官ハ有之候彼府生下三府三百人兵士有之候是ヲ  
近衛ト申候左右近衛兩府相合テ六百人有之事ニ候

史部

此名目ハ卷不申候

使部

是ハ諸國ニ必有之候今モ官外記ノ使部ハ有之候如和訓ツカ  
ハレト申候彼方北方雜ル事ニ驅到候モノ也

伴部

是モ覺語不致候

帳内 資人

是ハ召使フ者上ヨリ下サル候事ニ候親王ニ給リ候ヲ帳内ト  
申諸臣ニ給リ候ヲ資人ト申候自一位至五位候ヲ位分資  
人ト申候大納言ニ給リ候ヲ職分資人ト申候和訓ツカヒ人  
ト申候此儀慥ニ不得勘候ハ氏後成恩寺禪商説ヲ覺申候

故ニ書付候

健兒

コシテイハ訓ニ候延喜兵部省式ニ云ル諸国被召由所見候下  
輩ノ兵卒ニ候元平家物語ニ故山組言入道信西ノモトニ召ツ  
カレケル師光成景ト云者アリ師光ハ阿波ノサイチヤウ成  
景ハ京モノ出根イヤシキケロウナリコシテイワラハモシハカクシ  
ヤサトニテモヤアリケント候サイチヤウハ諸国ノ史ノ國務ヲ  
行フ政所ニ仕候下賤ノ者ニ候シ出根イヤシキケロウトハ出  
根賤下郎ニ候是ヨリ健兒能翰事士ニ候此平家物語ニ  
書候格勤者ハ諸寺ノ僧房ニ召仕下郎ニ候

火長

檢非違使廳ノ下輩ノ官人ニ候

雜色

凡侍ト申候ハ士ニテ候故六位已上有官ノ者也无位无官ノモノ  
ハ侍トハ難申候都鄙刀ヲ帶候者ヲ侍ト覺ヘ候ヘ官家ノ故  
事ヲ以申候時ハ六位不叙者ヲ士トハ申間敷存候速水長門守  
阿端安藝守唯今仙洞ノ下北面ニ候ヘ氏廣橋家ノ侍ニ候今ニ  
彼家ヨリ俸結ヲアタヘ家僕ニ召ツカヒ申候然レハ侍ト申候ハ  
如此ニ候雜色ト申候ハ有官无官者族生ノヨロシキ者モウチコ  
ミ候テ私家ニ召仕候者ヲ雜色ト申候貴賤相交候故マシハ  
レル色ト申心ニテ雜色ト申候下官亦家ニ召仕候刀ヲ帶候  
輩ハ雜色候也

放免

徒然草ニ三ヶノ大事トヤラシ世間ニ申フラシ候カノ草紙ニ放免

ノツケモノト候ヲコトクシク秘説アルト申ナシ候是ハ誹諧師  
負徳ト申者申出タル由聞及候天台ノ空假中ヲ以其説ヲナ  
ス由ニ候一笑候負徳カ官家故事ニナラハス故放免ト申者  
不知シテ申出タルト存候此事平家物語ニモ見へ申候大覚  
ナカサレノ巻ニ伊豆ノ国へイテマカルニ放免兩三人ヲソ付ラレ  
タルコレラカ申ケルハ  
廳ノ下部ノナラヒケヤウノ一ニ付テ  
コソヲノツカラエコモ從へト有之候此文段ヨキ放免ノ註ニ候  
檢違使廳ノ下部ヲ放免ト申候ナリ

如木

是ハ氣毒ナル一ヲ被尋候不申候へハ事アキラカナラス申候  
へハ人ノ過失ヲアラハスニ候也サリナカラ不申候凡シル人ハシ  
人トハ至愚ノ存分書付申候近年傍筆中暗ノ出仕ニ如

木ト称シ候テ召具候其躰ハ平礼白狩衣白切袴ヲ著シタル  
者ニ候ケ様ノ役人コレアル一聊モ旧記ニ不見及候下官覚悟  
候ハ裝束ノハリヤウ如木ト申糊ヲコハク張候ヲ如木ト申候  
字ノヲコリ木ノ如クト申意ニテ候兼元二年十二月廿九日三中  
記三条大納言  
景長卿記曰昔人衣服亦梨今人裝束如木如此亦梨フ  
クサ張トテノリヲヤハラカニハリタルニ候又應永十九年九月  
廿七日廣橋一位景宣  
卿記御車副四人各褐衣  
如木以此兩説見候  
へハ分明ニ候應永記ノ意車副ハ人所役ノ名ニ候褐衣ハ其  
役人着用候取ノ名ニ候狩衣ノコトキ服ニ候コレニ如木ノ字ヲ  
加へ候ニ張ヤウト申事事慥ニ見へ申候コハクハリタル木ノ如  
クナル褐衣ニ候コレハ褐衣ニカキラス兼元記ハ右大將ノ袍ノ  
事ニ候近代ノ記ニ如木雜色ト申名目候是モコハク張タル

木ノ如クナル狩衣ヲ著シ候雜色ニ候サルニヨリ園大曆ナトモ雜色不及如木トモ見ヘ申ナヘノトシタル服ヲ用候モ不若ノ意ニ候如木雜色ト候ヨリ召具シ候一人ノ名目トナリチカヘ候テ近來召具シハケメタル人ニ半コレニウツサレ候テ近日ハ每人ニ召ツレ申候一向千万ニ存候ヘ凡流俗ノヤウニナリ候テ是是非候下官所役ノ日不召具候也

人長

是ハ神樂ノ舞人ヲ申候

陪從

賀茂春日祭等東遊ノ簡絃ノ者申候對舞人シテ陪從ト申候歟

相撲最手

コレハ今俗ニ申候セキトリト申者ニ候

助手 掖手

念人

競馬射礼等ノトキ左右勝負ノ騎者射手ノ一方ノヒイキノ人ノ心トテ念人トテ當座ニ定メラレ候

押領使

コレハ諸國ノ司ノ外ニ被置此職候專掌追捕ノ事ノ申候或塩時ニ内盜賊アルトキカレ候事ニモ申候又ハ依申諸國司兼帶ノ例モ候畢竟押領ニ字ハ管押管領ナト申意ニテ可有候歟

青士 青女

六位ノ侍ハ緑ノ袍ヲ着用候故青侍ト申候ソレカ妻室女

子ヲアヲ女房ト申ニテモ可有候

文官 武官

大政大臣以下諸司八省諸国ノ司皆文官ニ候兵部省六位官人征夷鎮守府將軍皆武官ニ候

麻呂

コレハ古ハ一字名ニ用候申ニ不及京家ノ祖麻呂ト申候ハ淡海公ノ四男ニ候又何麻呂ト申候ハ周代子路子貢子張ト申類ニテ往昔男子ノ通称ニ候今モ官家ノ童子ハ九字付申候麻呂ノ字ハ日本ニテ候ノ候字ニ候由聞傳申候辻ト申字モ此類ニ候令ニ右ニ申九トノハ如被示候其ノ字ノ心ニ候器物ニ九字付候ハ笙ニ菊丸笛ニ内裏丸篳篥ニ海賊丸ノ類此外アマタ候樂器ニカキラス船トトモ丸ノ字ヲ付候ハ皆

其物ヲ登シ人ノ如ニ九ヲ付申意ニテアルヘク候扇子錐子ト申モ同意ニテ候也

字

本朝ハ一字ニテ候被示候通氏ヲ加テ呼申候日本ニテ呼名ヲ付候事ハ無之候在富按我邦学生ノ外字ヲツク人國史以下桂林遺芳抄見ヘタリ学生ノ付申候ハ唐ニナラヒタル物ニ候誰トテモ付候テ子細アルマシ候ハ呼付不申候故用ニ立不申候

姓氏

日本ニテ姓ト氏トノ差別ハ分明ニ見ヘ不申候如被示候國史ニ賜姓ト候ハ姓ノ字カハ子ノ訓多ク候ハ此假名付候モノ未見及候ハハ押テカハ子トモ訓カタク候又朝臣宿祢ノ類ヲカハ子ト申候事ハイカナル義トモ未期得候如被示朝臣宿祢ノ類ニテ



姓氏ノ高下ヲ口力ヲ申事ニ候

已上管見之至辭案可有之候ハ氏思按之趣聊書付  
申候難被信用歟返々亦面ニ候

這一冊可一見者或人貸与之仍命家僕令寫取

平時空曆第二曆應鐘初八 仙籍羽林中即將

以頭中將隆義朝臣本書字之

同年十二月八日

文章博士菅原在富

平時寛政十戊午菴如月念七日以中山昌禮本寫之星野佐次吉包筆

寺本直康 藏書也

借寺本氏

文政六癸未正月念三日寫

所々誤字  
有可考

中村直道

董荷録卷之拾終

董荷卷之貳

